

第7編

雪害及びその他の災害対策

第1章 雪害対策

雪害による交通の途絶、農林業をはじめとする各種産業に及ぼす被害、及びなだれ等による災害の拡大を防止し、市民生活の安定に寄与する。

第1節 道路・鉄道の除雪

※担当【全】道路課

【熊】【鹿】産業土木課

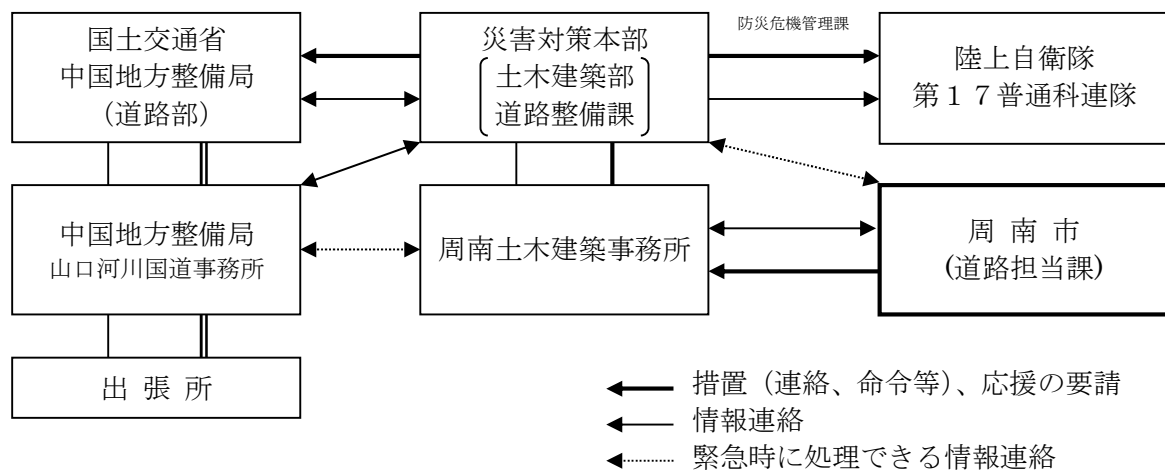
第1項 除雪実施機関

積雪時における交通確保のための除雪対策は、次の機関が実施する。

種 別	除雪実施機関
市道	市
国管理国道 (国道2号)	国土交通省（中国地方整備局山口河川国道事務所防府維持班）
県道及び県管理国道	山口県土木建築部道路整備課（周南土木建築事務所を含む）
山陽自動車道・中国 自動車道	西日本高速道路株式会社山口高速道路事務所 西日本高速道路株式会社周南高速道路事務所
鉄道	西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部 日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

第2項 道路除雪

1 対策系統図



※参考資料 … 雪害情報連絡系統図〔資料編10-4〕

2 災害時における道路交通確保のための緊急措置

(1) 県の雪量観測点及び警戒積雪深

① 県の雪量観測点

設置機関	観測点名	警戒積雪深
周南土木建築事務所	鹿野総合支所	50 cm
	葉の内（鹿野）	50 cm
	上渋川（鹿野）	50 cm

② 警戒積雪深

警戒体制に入る基準の積雪深として、雪量観測点における毎年の積雪の深さの最大値の累年平均（最近5ヵ年以上の間における平均をいう。）をその観測点の警戒積雪深とする。警戒積雪深は、毎年県道路整備課において所要の資料を作成している。

(2) 警戒体制及び緊急体制への移行

雪害対策における警戒体制の配備については、第3編第1章「市の体制」第1節第1項「2 雪害対策」の場合による。

また、積雪及び除雪の状況や関係機関における体制その他を勘案し、必要な警戒体制及び除雪体制をとる。

(3) 市の行う除雪

市（土木港湾班及び熊毛・鹿野総合支所産業土木班）は、市管理道路のうち、除雪可能区間について機械除雪を実施し、冬季道路交通の確保を図る。

除雪にあたっては、その作業を効率的に進めるため、あらかじめ除雪計画を作成するとともに、積雪の状況等に応じ必要な除雪体制を整える。

① 警戒体制

山口県中部（周南・下松）地方に大雪注意報又は大雪警報が発表された場合は、第3編第1章「市の体制」第1節第1項「2. 雪害対策の場合」に基づく各警戒体制の配備につくとともに、下記の措置をとり、除雪対策の実施に備える。

また、上記以外の場合で、気象の状況等により、積雪が下記の③の基準に達することが予想される場合においても、同様とする。

ア 情報連絡の強化（パトロールの実施を含む）

イ 市除雪体制の整備及び土木建設業者への協力要請等の準備

ウ 凍結防止作業の強化

② 情報収集

降雪量等の情報については、次の方法により収集する。

ア 積雪等観測所からの報告（雪害情報連絡系統図〔資料編10-4〕）

イ 市によるパトロール

ウ 市道沿線の自治会長等への連絡

エ 県関係機関や一般市民からの情報提供

③ 除雪体制（除雪基準）

ア 第1除雪体制（降雪量が15cm以上に達し、引き続き降雪が予想される場合）

市有車両を使用し、市及び委託業者等において除雪作業を行う。

イ 第2除雪体制（降雪量が30cm以上になった場合）

第1除雪体制に加え、市内建設業者等に協力を要請し、除雪作業を行う。

④ 中国地方整備局山口河川国道事務所及び周南土木建築事務所との連携

市道の除雪は、国道・県道の除雪路線を考慮し行うことが重要であり、市は国土交通省山口河川国道事務所及び周南土木建築事務所と密接な連携のもとに除雪を実施し、作業の一貫性を図る

よう努める。

⑤ 除雪路線の選定

市は、交通量、国・県道との接続等を考慮し、市民生活に影響の大きい路線、又は孤立地区の発生を防止するための路線等を優先的に選定し、除雪を実施する。

⑥ 市民の協力体制の確立

市が行う道路除雪に関連して、地域住民による排雪作業の協力体制の確立を推進する。

(4) 除雪機械等の確保及び整備

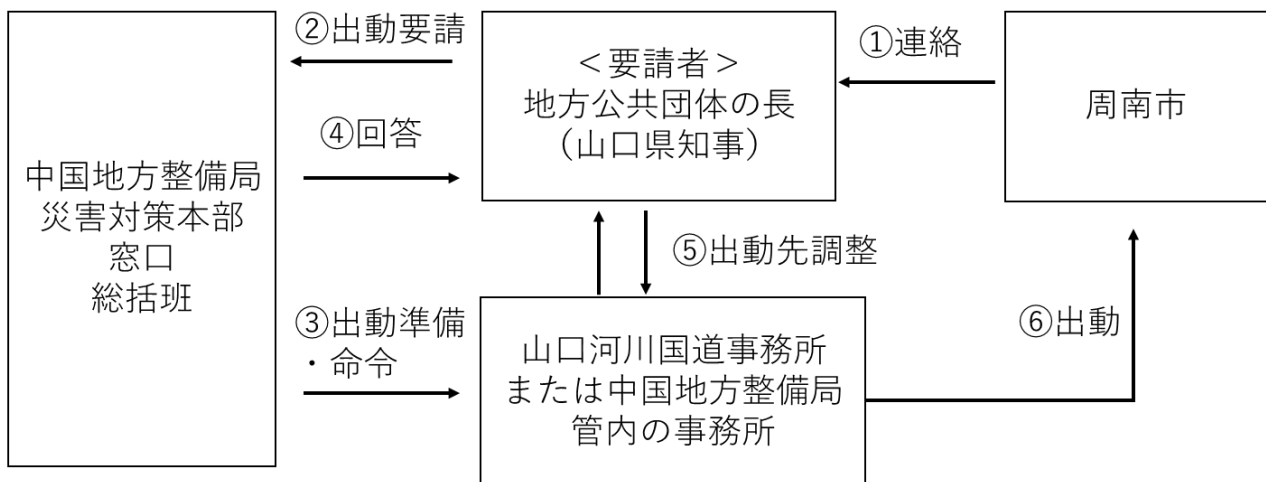
市は、円滑な除雪作業の実施のため、除雪機械の確保及び保有する除雪機械の整備に努める。

また、市内建設業者等に対し、事前に除雪対応の準備等の協力を要請するなど、必要となる除雪機械の確保に努める。

なお、除雪機械とは、ブルドーザ、グレーダー、ジープ、プラウ付トラック、ローダー、ダンプ、トラック等である。

(5) 除雪機械の貸付

中国地方整備局所有の除雪機械を借り受けたい場合は、山口県を介し「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ」（平成20年8月20日）に基づいた内容にて、以下フローを参考に応援要請ができる。



3 中国地方整備局山口河川国道事務所が行う除雪

中国地方整備局山口河川国道事務所は、「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」にもとづき、道路維持管理計画により、除雪を実施する。

4 県が行う除雪

県は、山口県地域防災計画及び周南土木建築事務所が毎年策定する冬期防災計画書に基づき、除雪を実施する。

第3項 鉄道除雪対策

西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店は、積雪時には、自社の除雪計画に基づき、除雪を実施する。

第2節 家屋の除雪及び雪害対策

第1項 家屋の除雪

1 連担地域の除雪対策

市（土木港湾班及び熊毛・鹿野総合支所産業土木班）は、屋根の雪おろし時期、雪の排除方法又は雪捨て場の指定について相互に協議し、適切な排雪計画の策定、実施に努める。

2 公共施設の除雪対策（一般的基準）

公共施設の管理者は、次の基準に基づいて除雪に努める。

- (1) 多雪地帯では、屋根上 50 cm以上積雪の場合に除雪開始
- (2) 両方屋根面の均等除雪の実施
- (3) 排雪場所、処分方法の計画的実施
- (4) 長期降雪が予想されるときに残雪の除雪

3 雪おろしデーの設定

屋根上の雪おろし及びこれに伴う排雪、並びに基幹線以外の道路除雪等の作業は、地域住民が一致協力して計画的に実施することが効果的であり、かつ関係機関の対策実施上必要であるので、市は、特に多降雪時において地域ごとに「雪おろしデー」又は「除雪デー」を設定して、自主的な防災活動を促進する。なお、「雪おろしデー」等の設定にあたっては、周南土木建築事務所と事前に十分な連絡をとる。

(1) 除雪

屋根の雪おろし、私道・小路の除雪等の共同作業を計画的に実施する。

(2) 雪の運搬処理

家屋連担地域の路線、特に幹線道路においては、屋根の雪おろしと同時に、道路上の雪を適切な場所に運搬処理することが交通確保上緊要であるので、雪の運搬方法、雪の捨て場について、必要に応じ指定する。

第2項 なだれ対策

1 巡視警戒体制

消防機関、警察機関、土木機関等の関係機関との協力のもとに査察を行い、危険箇所の早期発見に努める。

2 危険箇所の標示

関係機関との連携のもとに、なわ張り、赤旗等により標示し、住民、通行者に周知徹底を図る。

3 関係機関との連携

なだれによる被害防止対策について、防災会議関係機関と緊密な連携を保ち、情報の交換、対策の調整に努める。

4 除雪対策

なだれの発生により、住民の生活、交通確保のうえに重大な支障を生じた場合は、早急な除雪対策を講じる。

第3項 孤立対策

1 交通確保対策

市（土木港湾班及び熊毛・鹿野総合支所産業土木班）は、必要に応じて、所管路線の巡視警戒並びに除雪を実施し、交通確保のための対策を実施するとともに、警察及び運輸関係機関との連絡調整を図る。

2 保健衛生対策

第4編第3章「保健衛生・動物愛護管理」に掲げる対策のほか、次のことを行う。

(1) 救急患者の緊急輸送対策

- ① そり、スノーボードによる輸送対策及び要員の確保
- ② ヘリコプターによる空中輸送対策
- ③ ヘリポートの設定及び標識

(2) 環境衛生対策

- ① 水道施設の保全等飲料水の確保
 - ア 水源施設、浄水施設、配水池の換気孔の除雪
 - イ 消毒薬品、特に塩素系薬品の確保、備蓄
 - ウ 滅菌器及び予備滅菌器の整備並びに保温設備の整備
 - エ 送水設備の補助機関の整備及び試験的送電の実施
 - オ 積雪地における、どろ吐管、空気弁、制水弁、消火栓、計量装置等の位置の標示並びに消火栓の除雪確認、凍結防止のための措置
 - カ 配水系統の調査と危険箇所の確認並びに給水装置等露出配管の凍結破損防止措置
 - キ 断水時の給水措置は、第4編第4章第2節「飲料水の供給」による。
 - ク 雪どけ時においては、井戸の汚染防止のための事前除雪、汚水の排水を行う。

※担当【全】環境政策課、上下水道局

【熊】【鹿】産業土木課

② し尿、ごみの処理

ア し尿の汲取り処分

- a. 大雪注意報発令の場合は、各家庭の便槽を汲取っておく。
- b. 積雪時に汲取り運搬車の運行不能の場合を想定し、雪どけ時に飲料水、住家等に被害を及ぼさない処理場所を選定し、あらかじめ標識を設けておく。
なお、処理場への投棄に際しては、同時に消毒剤の散布を行う。
- c. ごみの収集処分
ごみは、各家庭で積み置き雪どけ後運搬便利な場所を指定し、堆積しておく。

イ 遺体埋火葬

- a. 火葬場への交通途絶の場合は、応急のそりによる輸送を図る。
- b. 輸送不能の場合は、臨時野焼場を設置、処理する。この場合は、所轄警察署への連絡に留意する。

ウ 家畜の死体処理

死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）は、死亡獣畜取扱場に運搬し、処理する。

ただし、運搬不能の場合は、知事（周南健康福祉センター（周南環境保健所））の許可を得て、解体、埋却もしくは焼却する。

※担当【全】環境政策課、リサイクル推進課

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

③ 食品衛生対策

- ア 食品不足に備え、びん詰、缶詰、インスタント食品を備蓄する。
- イ 食中毒防止のため、食品備蓄方法を指導する。
- ウ 洗浄用水の不足が予想されるので、使い捨て容器や衛生手袋を確保する。

④ 搾乳業者の指導

生乳用容器の不足が予想されるので、保存容器の確保及び臨時容器、既存容器の保清について十分指導する。

(3) 食料・生活必需品の確保対策

① 飯米の確保等

積雪中必要な飯米の搗精確保

② 乳児用ミルク等の確保

人口栄養乳児用粉ミルク、砂糖の確保

③ 生鮮食料品、生活必需品の調達確保

ア 生鮮食料品の確保

a. 野菜の防寒貯蔵

b. 鶏卵、魚、肉類の貯蔵確保

イ 保存食品の確保

a. 自家用漬物、乾燥野菜、その他食品の加工、貯蔵

b. 缶詰、塩干魚、煮干、豆類、海藻類、調味料の確保

ウ 燃料の確保

(4) 畜産対策

① 飼養管理

ア 飲水対策

イ 衛生対策

② 家畜飼料の確保

ア 粗飼料の調達確保

イ 濃厚飼料の調達確保

③ 畜産物の品質低下の防止

ア 二等乳の防止

イ 生乳・鶏卵の凍結及び腐敗防止

※担当【本】農業振興課

【熊】【鹿】産業土木課

第2章 産業災害対策

化学工場等における火災、爆発、ガス漏洩等又は、農産物対策、家畜対策及び貯木対策等、各種産業災害に対する対策について、防災関係各機関は各種の応急対策を実施し、市民の生命財産の保全に努める。

第1節 化学工場等災害対策

※担当【全】消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

第1項 石油類等の保安対策

1 実施機関

- (1) 施設の所有者及び管理者又は占有者（消防法、危険物の規制に関する政令）
- (2) 市（消防本部）、光地区消防組合
 - ① 危険物の規制（消防法、危険物の規制に関する政令）
消防本部が実施する。
 - ② 危険物災害応急対策全般（消防法、災対法）
市長が実施する。
- (3) 県（消防保安課）
危険物災害応急対策全般（消防法、災対法）
- (4) 警察（災対法、警察官職務執行法）
- (5) 徳山海上保安部（港則法、海防法）

2 応急措置

- (1) 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置（指導方針）
 - ① 被害状況を市及び県へ連絡する。
 - ② 発災後速やかに、職員の参集、情報連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。
 - ③ 消防機関、警察等との間において緊密な連携の確保に努める。
 - ④ 的確な応急点検及び応急措置等を講じる。
 - ⑤ 施設内の使用火気は完全消火し、状況に応じて施設内の電源は、保安系路を除いて切断する。
 - ⑥ 施設内における貯蔵施設の補強及び付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を講じる。
- (2) 市及び光地区消防組合の措置
 - ① 県へ災害発生について、直ちに通報する。
 - ② 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び市本部の設置等必要な体制をとる。
 - ③ 公共の安全の維持又は災害の発生防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所もしくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限させる。（消防法第12条の3）
 - ④ 被害の状況により引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退きの指示、勧告をする。
 - ⑤ 火災の防御は、消防本部が実施するが、火災の状況、規模、並びに危険物の種類により、化学消火剤の収集、化学消防車の派遣要請等の措置をとる。
 - ⑥ 転倒、流出及び浮上したタンク等は、使用の停止を命じ、危険物排除作業を実施させる。

- ⑦ さらに消防力を必要とする場合には、県に対して自衛隊の派遣要請の要求を行うとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

- ⑧ 専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、施設の応急復旧を速やかに行う。

- ⑨ 周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要の有無等について適切な広報活動を行う。

(3) 県の措置

- ① 国（危険物等の取扱規制省庁）へ災害発生について速やかに通報する。

- ② 市の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、市からの要請により、他の市町に応援するよう要請する。

- ③ 災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

- ④ 市から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき又は必要があると認めたときは、自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

また、市から必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。

- ⑤ 市から指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求められたときは、関係指定地方行政機関に対して、そのあつせんを行う。

また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあつせんを求めるとともに他の都道府県に対して応援を要請する。

(4) 警察の措置

- ① 県及び市、消防本部と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。

- ② 市長からの要求があったときは、災対法第 59 条の規定に基づき、災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため、必要な限度において、その設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

（事前措置）

(5) 徳山海上保安部の措置

- ① 被災地港湾への危険物積載船舶等の入港を制限し、又は禁止する。

- ② 危険物荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。

- ③ 港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊の制限、禁止措置又は停泊地を指定する。

- ④ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った危険物積載船舶に対し同所有者等による救出措置を指導するとともに必要に応じて巡視船艇による安全な場所への救出措置を講じる。

- ⑤ 海上における消火活動を行うが、さらに可能な場合は、必要に応じ市及び県の活動を支援する。

※担当【全】防災危機管理課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

※参考資料 … 化学消火剤・油処理剤等の所在〔資料編 8-7〕

危険物製造所・貯蔵所・取扱等所在数〔資料編 11-1〕

特定事業所の概要（石油コンビナート特別防災区域）〔資料編 11-2〕

第 2 項 火薬類の災害予防対策（火薬類取締法）

1 実施機関

- (1) 火薬類の製造者及び火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者

- (2) 中国四国産業保安監督部
- (3) 県（商政課 ただし、火薬類取締法施行令第 16 条により知事が行うこととされる経済産業大臣の権限に属する事項も含む。）
- (4) 警察
- (5) 徳山海上保安部

2 応急措置

- (1) 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置（指導方針）
 - ① 貯蔵火薬類を安全地帯に移す余裕がある場合は、移動の措置をとり、見張を厳重にする。
 - ② 危険又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を水中に沈める等の安全措置を講じる。
 - ③ 火薬庫の入口、窓等を完全密閉し、本部に防火措置を講じるとともに、必要によっては、付近住民に避難の警告を行う。
 - ④ 吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能もしくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬庫は廃棄する。
この他、第 1 項「石油類等の保安対策」に準じた措置を講じる。
- (2) 市及び光地区消防組合の措置
 - ① 必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて施設の所有者等に対し、防災活動上必要な指示を行う。
 - ② 被害の状況により、引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定及び周辺住民に対する避難、立退きの指示、勧告をする。
 - ③ 周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要の有無等について適切な広報活動を行う。
- (3) 知事の措置（商政課）
 - ① 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命じる。
 - ② 製造業者、販売業者又は消費者その他火薬類を取り扱う者に対して製造、販売、貯蔵、運搬消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
 - ③ 火薬類の所有又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。
 - ④ 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命じる。

（注） 緊急措置命令（火薬類取締法第 45 条）

経済産業大臣（鉄道、軌道、索道、航空機による運搬については国土交通大臣、自動車、軽車両その他の運搬については県公安委員会）は、災害の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときは、上記の措置について緊急措置命令を発する。

この他、第 1 項「石油類等の保安対策」に準じた措置を講じる。
- (4) 警察署の措置
第 1 項「石油類等の保安対策」における措置に準じる。
- (5) 徳山海上保安部の措置
第 1 項「石油類等の保安対策」における措置に準じる。

第 3 項 高圧ガスの災害予防対策（高圧ガス保安法）

1 実施機関

- (1) 高圧ガスを製造する者、販売する者、特定高圧ガスを消費する者、高圧ガスの貯蔵をする者又は充てん容器の所有者若しくは占有者
- (2) 県（消防保安課）

- (3) 警察
- (4) 中国四国産業保安監督部
- (5) 徳山海上保安部

2 応急措置

(1) 製造業等の措置（指導方針）

- ① 製造施設又は消費施設が危険状態になったときは、製造又は消費の作業を中止し、製造又は消費のための設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。
- ② 販売施設、貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、施設内のガスを安全な場所へ移し、又は放出し、若しくは容器を安全な場所に移す。
- ③ 消防機関、警察機関等に通報するとともに、必要に応じて付近住民に退避の警告を行う。
- ④ 充てん容器が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、又はその充てん容器を水中若しくは地中に埋める。

この他、第1項「石油類等の保安対策」に準じた措置を講じる。

(2) 市及び光地区消防組合の措置

- ① 必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて施設の所有者等に対し、防災活動上必要な指示を行う。
- ② 被害の状況により、引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定及び周辺住民に対する避難、立退きの指示、勧告をする。
- ③ 周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要の有無等について適切な広報活動を行う。

(3) 知事の措置（防災危機管理課）

- ① 製造若しくは販売のための施設、高圧ガス貯蔵所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。
- ② 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- ③ 高圧ガス又はこれを充てんした容器の廃棄又は所在場所の変更を命じる。

（注） 緊急措置命令（高圧ガス保安法第39条）

経済産業大臣又は知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合は、上記の措置について緊急措置命令を発する。

この他、第1項「石油類等の保安対策」に準じた措置を講じる。

(4) 警察署の措置

第1項「石油類等の保安対策」における措置に準じる。

(5) 徳山海上保安部の措置

第1項「石油類等の保安対策」における措置に準じる。

※参考資料 … 高圧ガス製造所・貯蔵所数一覧〔資料編11-5〕

第4項 放射性物質の保安対策

1 実施機関

- (1) 施設の所有者及び管理者
- (2) 市（消防本部）、光地区消防組合消防本部
- (3) 県（消防保安課）
- (4) 警察
- (5) 徳山海上保安部

2 応急措置

(1) 施設の所有者及び管理者の措置

- ① 放射性物質による環境の汚染等の発生若しくは恐れがある場合は、国（所轄労働基準監督署、海上保安部等）、警察、市町等に通報する。
- ② 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、障害の発生防止又は拡大の防止のための緊急措置を講じる。

(2) 市（消防本部）及び光地区消防組合消防本部の措置

- ① 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合は、直ちに、県に通報するとともに、必要に応じて付近住民への広報活動を行う。
- ② 放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合には、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難勧告、避難の指示を行う。
- ③ 危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置をとるよう指導する。
- ④ 消防活動及び救助活動については「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」、「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」及び「原子力施設等における除染等消防活動要領」を参考に実施する。

(3) 県の措置（防災危機管理課、消防保安課、環境政策課、厚政課、医務保険課、地域医療推進室、健康増進課）

- ① 事故の発生若しくはおそれがあると通報があった場合、直ちに、国（消防庁）へ通報する。
- ② 応急措置実施機関に対して、必要に応じて放射線防護資機材のあっせんを行う。
- ③ 放射背物質使用病院で被害が発生した場合、観測測定班等を編成して、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立ち入り禁止等の措置をとり、付近住民の不安の除去に努める。
- ④ 放射線被ばく及び汚染の可能性が認められるような場合は、必要な医療機関の確保、あっせんを行う。

(4) 警察の措置

- ① 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合、警察庁、県へ通報する。
- ② 必要に応じて、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。

(5) 徳山海上保安部の措置

- ① 第1項(5)①～④の措置に準じた措置を講じる。
- ② 海上における緊急時モニタリングに関し、知事等からの要請に備え必要な準備をするとともに、要請があった場合は、現地に動員されたモニタリング要員及び器材を搭載し対応可能な範囲で必要な支援を行う。

※担当【全】消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

※参考資料 … 放射性物質の所在状況〔資料編 11-3〕

第5項 特定物質による事故対策

1 実施機関

- (1) 企業（特定物質を発生する施設を有する工場又は事業場）
- (2) 市（消防本部）、光地区消防組合消防本部
- (3) 県（環境政策課）

2 応急措置

(1) 企業の措置

特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、特定物質が大気中に多量に排出されたときには、直ちに次の措置をとる。

- ① 被害の拡大防止及び施設の復旧措置
 - ② 知事に対する事故状況の届出
 - (2) 市（消防本部）及び光地区消防組合消防本部の措置
 - ① 必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて施設の所有者等に対し、防災活動上必要な指示を行う。
 - ② 大気汚染の状態を把握し、施設関係者及び対策関係機関と協調して必要な応急対策を実施するとともに、必要に応じ、立入禁止区域の設定及び周辺住民に対する避難、立退きの指示、勧告をする。
 - ③ 周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要の有無等について適切な広報活動を行う。この他、第1項「石油類等の保安対策」に準じた措置を講じる。
 - (3) 県の措置
 - 2(1)②の届出その他の方法で事故の発生を知った場合は、直ちに常時監視局により、大気汚染の状態を把握し、企業に対して事故の拡大又は再発防止のため必要な措置について協力を求め、又は勧告するとともに関係機関と協調して、必要な応急対策を実施する。この他、第1項「石油類等の保安対策」に準じた措置を講じる。
- ※担当【全】環境政策課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）
- 【新】【熊】【鹿】市民福祉課
- ※参考資料 … 大気汚染状況常時監視観測局〔資料編 3-9〕

第6項 毒物劇物による事故対策

1 実施機関

- (1) 毒物劇物を製造する者、輸入する者、販売する者、業務上取扱う者
- (2) 市（消防本部）、光地区消防組合消防本部
- (3) 県（薬務課）
- (4) 警察
- (5) 徳山海上保安部

2 応急措置対策

- (1) 毒物劇物取扱者の措置（毒物及び劇物取締法第17条）
 - ① 事故の状況を、周南健康福祉センター、警察署又は消防本部に直ちに届け出る。
 - ② 保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。
 - ③ 毒物劇物の中和等に必要な資材を十分に備蓄する。（指導方針）
- (2) 市又は県の措置
 - ① 被害の状況により、保健衛生上の危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退きの指示、勧告をする。
 - ② 中和剤等の資材が不足するときは、その収集あつせんを行う。
- (3) 警察の措置
 - 県及び消防本部と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。
- (4) 徳山海上保安部の措置
 - ① 被災地港湾への毒物劇物積載船舶の入港を制限し、又は禁止する。
 - ② 毒物劇物荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。

- ③ 港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するか又は停泊地を指定する。
- ④ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った毒物劇物積載船舶に対し、安全な場所への救出措置を講じる。

※担当【全】環境政策課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

【新】【熊】【鹿】市民福祉課

※参考資料 … 毒物、劇物製造所等一覧表（石油コンビナート特別防災区域）〔資料編 11-4〕

第7項 危険物等の所在及び防災施設等の状況把握

企業体別の高圧ガス、危険物製造施設、貯蔵所等の所在、ばい煙、特定有害物質を発する施設、責任者、連絡窓口並びに企業体における自衛防災体制、防災施設設備の状況については、毎年資料を整備して、市防災計画に掲げる。

※担当【全】防災危機管理課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

第2節 ガス災害対策

第1項 一般ガス事業者の応急対策

1 実施機関

山口合同ガス㈱

2 応急対策

(1) 緊急時の連絡、出動体制の確立

ガス事業者は、緊急事故に備え、あらかじめ出動体制、連絡体制等を確立しておく。

常に要員、車両、資材を確保して直ちに出勤し、適切な処置がとれるよう体制を整えておく。

(2) 消防署、警察、関係官署への連絡、通報

事故の状況、内容により消防署、警察、関係官署に連絡し、協力、指示を求める。

(3) 事故発生時の措置

① 初動措置は、事故の状況に応じ適切な措置を講じなければならない。

また常に適切な措置がとれるよう訓練をしておかなければならない。

② ガス事故により災害が拡大、波及するおそれがある事故については、交通規制等により、事故拡大の防止に努めなければならない。

(4) 供給停止の場合の措置

① やむを得ずガスの供給を停止する場合には、供給先に周知徹底を図り、二次災害の防止に努めなければならない。

② 供給停止後は、早期に供給が再開されるよう努めなければならない。

第2項 簡易ガス事業者の応急対策

1 実施機関

簡易ガス事業者

2 応急対策

(1) 一般ガス事業者に準じた応急対策をとる。

(2) （一社）日本コミュニティーガス協会中国支部の「中国簡易ガス事業防災相互援助要綱」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し、相互に必要な援助活動を行う。

第3項 市と県の措置

1 市の措置

- (1) 事故が発生したときは、あらかじめガスの供給業者と協議された事項に基づき、速やかに消防、救急活動等について実施するとともに、必要に応じ、各防災機関に対して応援を要請する。
- (2) 事故の状況により災害が拡大、波及するおそれがあるときは、関係機関と連絡をとり、警戒区域の設定、負傷者の救出、避難、立入制限、火気使用制限等の措置を講じる。

※担当【全】消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

2 県の措置

- (1) 国（危険物等の取扱規制担当省庁）へ災害発生について速やかに通報する。
- (2) 市の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、市からの要請により他の市町に応援するよう要請する。
- (3) 災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (4) 市から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき又は必要があると認めたときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

また、市から必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。

- (5) 市から指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求められたときは、関係指定地方行政機関に対して、そのあつせんを行う。

また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあつせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

第4項 地下店舗等における災害対策

1 実施機関

- (1) 施設管理者（ガス使用者）
- (2) ガス供給業者（地下店舗等へガスを供給するものをいう。以下同じ。）
- (3) 市（消防本部）
- (4) 県（防災危機管理課）
- (5) 警察

2 「地下店舗等」の範囲

- (1) 消防法施行令別表第1（16の3）項に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が1,000平方メートル以上で、かつ、同表（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項及び（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの
- (2) 消防法施行令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項及び（9）項イに掲げる防火対象物の地階で、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
- (3) 消防法施行令別表第1（16）項イに掲げる防火対象物の地階のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上で、かつ、同表（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項及び（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの

3 応急対策

- (1) 施設管理者（ガス使用者）の措置

① ガス漏れ等、消費設備に事故が発生したときは、ガスの消費を中止し、ガス供給業者又は消防本部に連絡するとともに、必要に応じ、応急措置に必要な人員以外は退避させる。

- ② 事故によりガスの消費を中止したときは、ガス供給業者によって安全が確認されるまでは消費を再開してはならない。

(2) ガス供給業者の措置

- ① 事故が発生したときは、事故状況を的確に把握し、速やかに初動措置を講じなければならない。
- ② 事故の状況、内容により、関係機関に連絡し、必要に応じ、協力、指示を求める。
- ③ 災害が拡大、波及するおそれがあるときは、関係機関と連絡をとり、避難、立入制限等の措置を講じ、事故の拡大防止に努めなければならない。
- ④ ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ、供給を再開してはならない。

(3) 市（消防本部）及び光地区消防組合の措置

第3項「市と県の措置」に準じた措置を講じる。

※担当【全】消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

(4) 県の措置

第3項「市と県の措置」に準じた措置を講じる。

(5) 警察の措置

事故の状況により、関係機関との連携をとりながら、警戒区域の設定、避難広報及び誘導、立入禁止、交通規制、負傷者の救出等の措置をとり、被害の拡大防止に努める。

4 事前対策

(1) ガス供給業者と関係機関との協議

ガス供給業者と消防本部は、事故に備え、あらかじめ次の各事項について協議し、防災体制を確立しておく。

- ① ガス供給業者の初動体制
- ② 連絡通報体制
- ③ ガス漏れ等の現場におけるガス供給業者と消防本部との連携体制
- ④ 初動時におけるガス供給停止

(2) 共同点検の実施

ガス供給業者は、地下店舗等の定期点検の実施にあたっては、事前に消防本部に点検計画を連絡するとともに、消防本部が実施する地下店舗等に対する予防査察について協力する。

(3) ガス漏れ等の連絡方法の周知徹底及び共同訓練の実施

ガス供給業者及び関係機関は、ガス漏れ等の緊急時におけるガス供給業者及び消防本部への連絡方法について地下店舗の管理者、ガスの使用者、その他関係者に対し、周知徹底を図るとともに、協力して随時これらの者を含めたガス防災訓練を行う。

(4) 連絡会議等への参加

消防本部等が主催する地下店舗等のガス保安対策についての連絡会議に、ガス供給業者は積極的に参加し、関係機関との連携、強化に努める。

第5項 液化石油ガス漏れ事故等に係る応急対策

1 実施機関

- (1) ガス消費者
- (2) ガス供給業者（液化石油ガス法第3条の登録を受けている液化石油ガス販売事業者に限る。）
- (3) 保安機関
- (4) 市（消防本部）、光地区消防組合消防本部

- (5) 県（防災危機管理課）
- (6) 警察
- (7) 中国四国産業保安監督部（保安課）

2 「ガス漏れ事故等」の範囲

- (1) ガス漏れ事故
- (2) ガス漏れの疑いの通報のあったもの
- (3) ガス爆発事故
- (4) ガス火災
- (5) 故意によるガス放出事故
- (6) その他対応を必要とするガス事故

3 応急対策

- (1) ガス消費者の措置
 - ① ガス漏れ事故等を発見したとき又はガス漏れ事故等の事実を知らされたときは、ガスの消費を中止するなどの応急措置を講じるとともに、ガス供給業者又は消防本部に通報する。
 - ② ガス漏れ事故等によりガスの消費を中止したときは、ガス供給業者によって安全性が確認されるまでは、ガスの消費を再開してはならない。
- (2) ガス供給業者の措置
 - ① ガス消費者等から通報があったとき又は自ら発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。
 - ② ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめ市（消防本部）と協議された事項に基づいて、市（消防本部）に必要な応じ協力し、又は指示を求めて速やかに初動措置を講じ、事故の拡大防止に努めなければならない。
 - ③ ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再開してはならない。
- (3) 保安機関の措置

ガス消費者等から通報があったとき又は自ら発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。
- (4) 市（消防本部）及び光地区消防組合消防本部の措置
 - ① ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめガス供給業者と協議された事項に基づき、速やかに初動措置を講じなければならない。
 - ② ガス漏れ事故等の状況により災害が拡大、波及するおそれがある場合は、関係機関と連絡を取り、警戒区域の設定、負傷者の救出、避難、立入制限、火気使用制限等の措置を講じる。

※担当【全】消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

- (5) 県の措置

事故の状況により、関係機関との連絡をとりながら必要に応じて、情報等の収集、伝達及び技術的助言等を行い、事故の拡大防止に努める。その他第3項の場合に準じた措置を講ずる。
- (6) 警察の措置

ガス漏れ事故等の状況により、関係機関との連絡をとりながら、警戒区域の設定、避難広報及び誘導、立入禁止、交通規制、負傷者の救出等の措置をとり被害の拡大防止に努める。

4 事前対策

ガス供給業者と市（消防本部）及び光地区消防組合消防本部は、ガス漏れ事故等が発生した場合に

備えて、次の事項についてあらかじめ協議を行い相互に文書でその内容を確認し、防災体制を確立しておく。

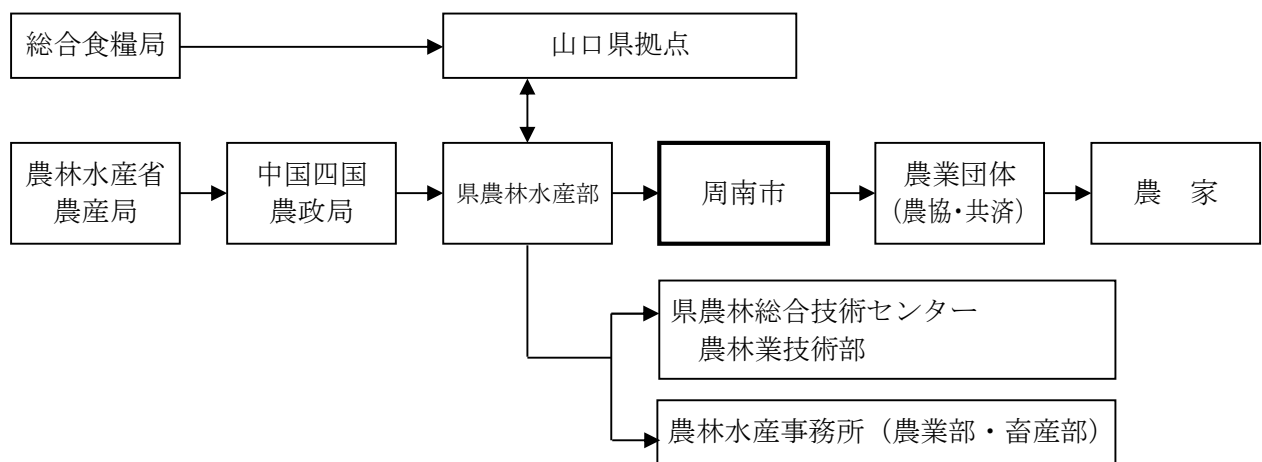
- (1) 連絡通報体制
- (2) 出動体制
- (3) 現場における連携体制
- (4) 任務分担
- (5) 事後の措置
- (6) 共同訓練等の実施
- (7) その他、必要な事項

※参考資料 … 液化石油ガス製造事業所等の所在状況〔資料編 11-6〕

第3節 農産物対策

第1項 実施機関

農産物対策全般の実施系統は、次のとおり。



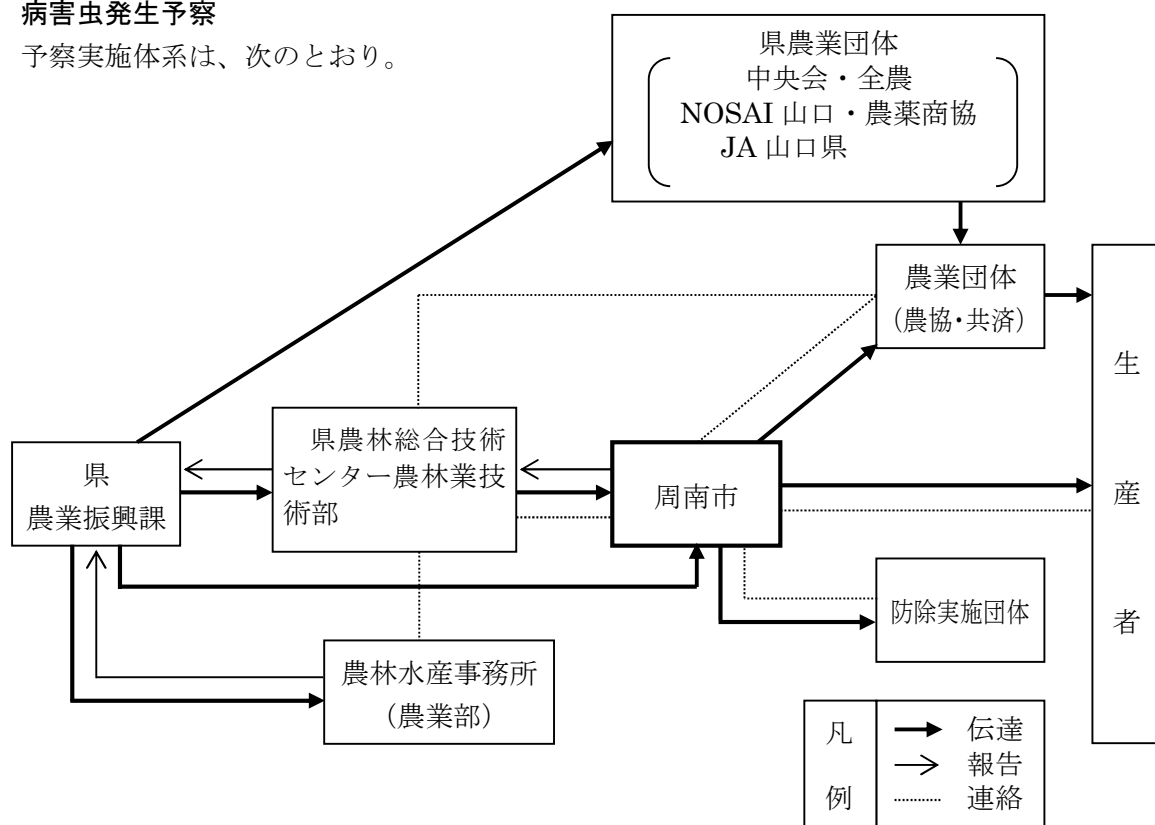
※担当【全】農業振興課

【熊】【鹿】産業土木課

第2項 病虫害防除対策（植物防疫法）

1 病虫害発生予察

予察実施体系は、次のとおり。



2 県の防除体制

(1) 病虫害防除計画の作成及び指導

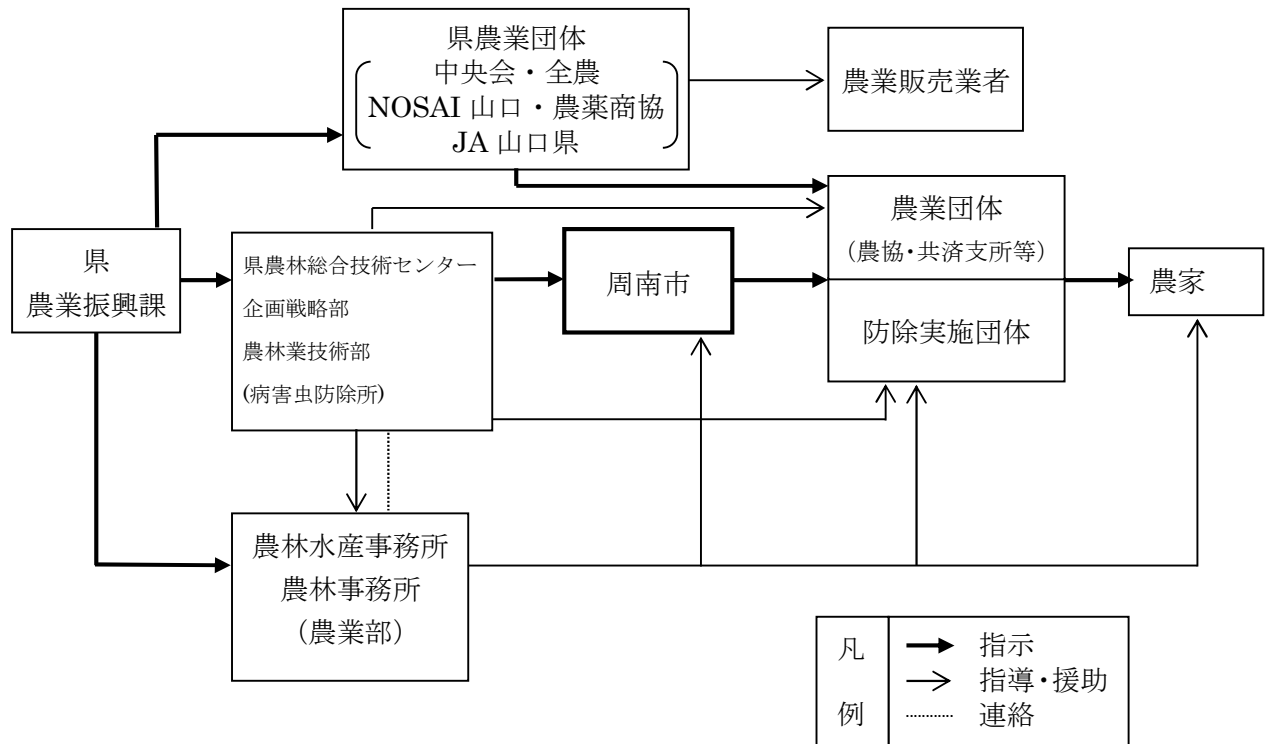
県農林水産部は病虫害防除指導推進要綱に基づき県病虫害防除対策協議会を開催し、協議の上、県防除方針を作成するとともに、市の防除実施計画の立案について指導を行う。

(2) 防除活動

県農林水産部は、県病虫害防除対策協議会を設置し、市に対し、県防除方針に基づき指導を行うとともに、次の措置を講じる。

- ① 農林総合技術センター農業技術部（病虫害防除所）と周南農林水産事務所又は農林事務所（農業部）は、一体となって防除技術指導体制を確立し、管内の病虫害発生状況を常時正確に把握するとともに、県農林水産部へ速報する。
- ② 農林総合技術センター農業技術部（病虫害防除所）は、県農林水産部の発生予察情報に基づき、関係機関、団体に情報を伝達（提供）する。
- ③ 被災地域が広大で、集団的に一斉に病虫害の防除を実施する必要があるときは、農林水産大臣に対し、緊急防除の申請を行う。

(3) 病虫害防除対策実施体系図



(4) 農薬等の確保措置

農薬等防除資材の需給調整について、山口県植物防疫農作業安全協会の協力を求める。

3 市の防除体制

県の防除体制に準じて体制を整えとともに、必要な事項について定める。

※担当【全】農業振興課

【熊】【鹿】産業土木課

第3項 県が行う種子、種苗の確保供給（山口県主要農作物種子生産実施要綱）

1 確保の措置

(1) 水稻関係

災害応急用水稻粳の確保措置

(2) 野菜関係

野菜指定産地及び野菜認定産地における確保措置

2 供給の方法

(1) 種粳については市長からの要請申請により、山口県米麦改良協会を通じ、供給のあっせんを行う。

(2) 野菜・飼料作物関係については、市長からの要請により、全国農業協同組合連合会（山口県域）を通じ、供給のあっせんを行う。

※担当【全】農業振興課

【熊】【鹿】産業土木課

第4項 生産技術指導

周南農林水産事務所農業部は、特に被害度の高い風水害対策について、広報機関等を利用して普及に努めるとともに、直接農家の指導にあたる。その他、干害、冷害、凍霜雪害等については、被害の様相に応じて適切な指導を行う。

(1) 水稻関係の対策

台風襲来時の灌漑、台風後の排水、泥土の洗除、二次的に発生する病虫害対策

(2) 果樹、野菜その他の作物関係の対策

防風垣、柵の修理、補強、排水、中耕その他による生育促進、二次的に発生する病虫害対策

第4節 家畜管理対策

※担当【全】農業振興課

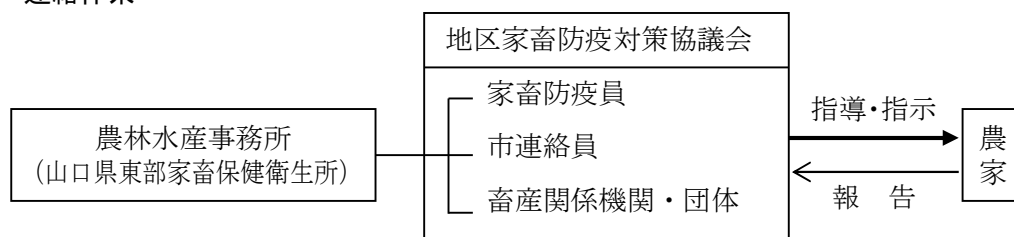
【熊】【鹿】産業土木課

第1項 実施機関

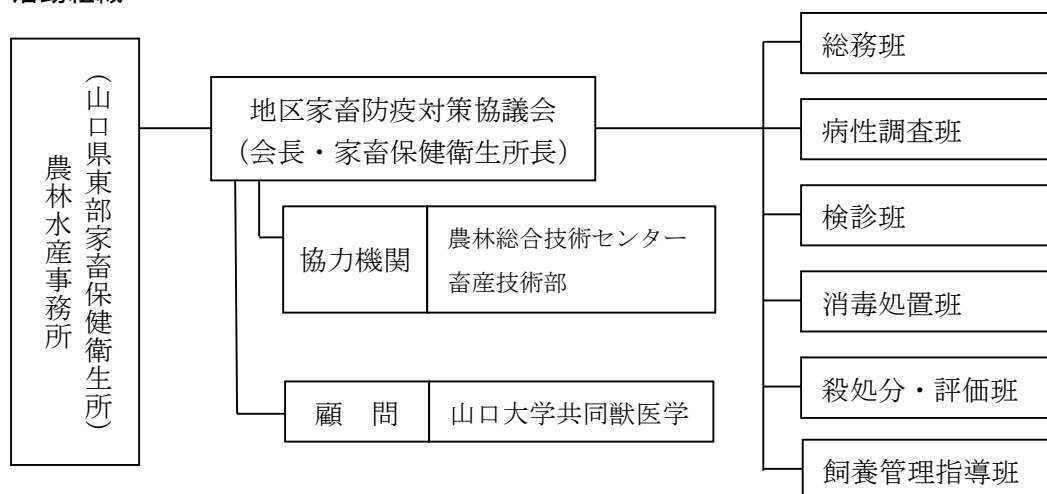
1 実施機関及び関係機関

- (1) 被災地における家畜伝染病予防対策は、周南農林水産事務所（山口県東部家畜保健衛生所）を中心とする地区家畜防疫対策協議会が実施する。
- (2) その他、家畜及び家畜関係の被害の拡大を防除するための応急対策は、市が実施する。

2 連絡体系



3 活動組織



第2項 家畜伝染病予防対策（家畜伝染病予防法）

1 組織

- (1) 周南農林水産事務所（山口県東部家畜保健衛生所）
- (2) 地区家畜防疫対策協議会の構成
農林水産事務所（家畜保健衛生所）、健康福祉センター（環境保健所）、県畜産振興協会、市町、県獣医師会、山口県農業協同組合、農業共済組合、酪農関係団体、養豚関係団体、養鶏関係団体

2 活動内容

地区家畜防疫対策協議会が編成する防疫組織は、次の業務を行う。

- (1) 総務班
 - ① 家畜伝染病に関する啓もう指導
 - ② 情報収集及び連絡、報告
 - ③ 防疫用資材の調達、あっせん、配分
- (2) 病性調査班
 - ① 疑似患畜及び患畜の病性鑑定並びに疫学的調査
 - ② 発生源及び感染経路の探求調査
- (3) 検診班
 - ① 防疫地図の作成
 - ② 家畜伝染病予防法による検査、注射の実施及び協力
 - ③ 疑似患畜の検診、治療
- (4) 消毒処置班
 - ① 発生畜舎、予防指定地域に対する消毒指導
 - ② 死亡獣畜、出荷できない生産物等の埋却、焼却等
 - ③ 疑似患畜及び患畜又は死亡獣畜等の輸送措置及び指導
 - ④ と畜場及び死亡獣畜処理場との連絡
- (5) 殺処分・評価班
 - ① 患畜及び疑似患畜の殺処分
 - ② 殺処分家畜及び埋消却等を行う生産物等の評価
- (6) 飼養管理指導班
 - ① 飼養管理の失宜による疾病発生防止指導
 - ② 家畜管理資材の確保及び調達指導

第3項 被災家畜の管理場の確保

家畜飼養頭数の多い地域で、特に水害多発地域においては、被災家畜の管理対策を準備しておく。

1 管理場の設置基準

- (1) おおむね3.3平方メートルあたり、大家畜1頭、大中豚3頭、小豚10頭、緬山羊3頭、鶏15羽を収容基準とし、排水良好な地点（場所、施設）とする。
- (2) 大家畜、緬山羊は繋養を原則とし、その他の家畜は迫込式とする。

2 確保のための措置

市は、水系及び発生する災害の程度を考慮して、場所、施設の選定及び資材の所在、輸送等について関係機関、団体及び周辺関係者と協議しておく。

3 管理者の確保基準

大家畜 10 頭、中家畜 20 頭、小家畜 100 羽につき管理者 1 名の割合で、市の関係地区ごとにあらかじめ予定しておく。

第 4 項 飼料の確保及び調達、配給

畜産、農業関係団体の協力を得て、飼料の確保及び調達、配給対策を講じる。

1 粗飼料関係

山口県農業協同組合等に対して、粗飼料の確保及び輸送を依頼する。

2 濃厚飼料関係

山口県農業協同組合等に対して、濃厚飼料の確保及び輸送を依頼する。

第 5 節 貯木対策

第 1 項 実施機関

1 実施責任

- (1) 公共管理者が管理する施設及び水面については、公共管理者の指示に基づいて利用関係者が実施する。
- (2) 民間貯木場は、所有者自体の責任において、所有者自身又は荷役業者により実施する。
- (3) 内陸部の河川流域等における貯木場は、木材所有者が実施する。

2 指導体制

(1) 県

① 港湾関係

土木建築部港湾課 ――― 周南港湾管理事務所、周南土木建築事務所

② 貯木工場関係

農林水産部森林企画課 ――― 周南農林水産事務所（森林部） ――― 周南市

(2) 徳山海上保安部

(3) 県警察（事前措置）

第 2 項 貯木場の現況及び防災上の措置

※担当【全】農林整備課

1 港湾関係貯木場

(1) 所在

徳山下松港（貯木方法：陸上）

(2) 指導基準

① 水面貯木場

- ア 木材の流出を防ぐため、原則として陸上げし、水面貯木の減少を図ること
- イ いかだに組み、ワイヤーロープ等で岸壁に固縛し、流出防止を図ること
- ウ いかだ作業技術者及び曳船を待機させ、事故防止を図ること
- エ 現場の監視を厳重に行うこと

② 陸上貯木場（野積場一時使用を含む。）

- ア 台風時においては、気象情報に基づき、波浪の及ばない位置まで木材を移動させることを原

則とし、止むを得ない場合は、ワイヤーロープ等で結束し、散乱を防止すること
イ 現場の監視を厳重に行うこと

(3) 流木応急対策（徳山海上保安部）

徳山海上保安部は、港湾において貯木が流出した場合は、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

2 貯木工場

(1) 所在

名 称	所 在 地
山口県森林組合連合会徳山木材共販所	周南市大字須々万本郷 1153-2

(2) 指導基準

- ① 災害季節には、気象情報の収集及び現場への周知に努めること
- ② 貯木場所は、流失、崩壊、埋没等の危険のない場所を選ぶこと
- ③ 災害季節中は、常に現場の検分を行い、危険の有無を確認すること
- ④ 貯木工場ごとに責任者を定めておき、気象予警報に従い、警戒配置につくこと
- ⑤ 現地の最高水位を調査把握しておき、災害発生のおそれがあるときは、安全な場所に移動させる等の措置を講じること
- ⑥ はえ積は、必ず両端とも機組とし、矢を刺すこと
- ⑦ はえ積の高さは、洪水、高潮等において、はえ足を洗う水位の3倍以上とすること
- ⑧ 2つ以上のはえ積の場合は、各はえを連携し、安定させるため、必ずつなぎ材及び長材を巻き込むこと
- ⑨ 危険が予想される場合は必ずワイヤーをかけ、けい縛又は袋網羽を張ること

3 流木のおそれがある貯木場がすべき対応

(1) 現況把握

警察署又は徳山海上保安部は、管内において流木のおそれがある貯木場の現況（所在場所、管理者、貯木量、予想される原因、水系名等）を把握し、災害時における応急措置に万全を期する。

(2) 応急措置（災対法第59条）

流木のおそれがある場合、警察署長又は徳山海上保安部長は、市長と連絡をとり、関係者に対し、事前措置を講じる。

第3章 交通災害対策

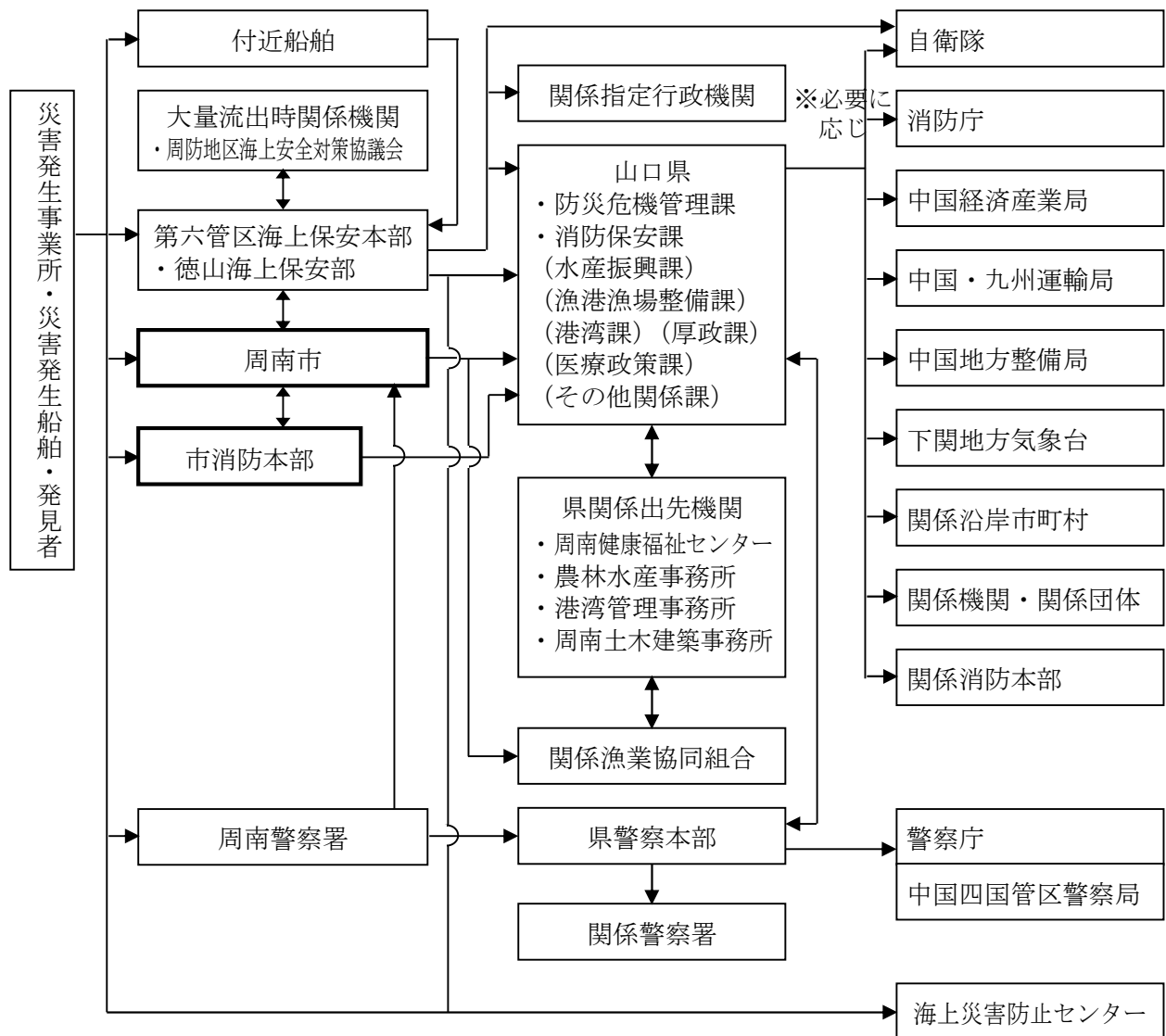
社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害及び陸上交通災害など大規模な事故による災害についても防災対策の一層の充実強化が求められており、国、県、市をはじめ各防災関係機関は、連携の下、各種の応急対策を実施し、市民の生命財産の保全に努める。

第1節 海上災害対策

県海域で油・危険物の漏えい、流出、火災又は爆発等の災害が発生した場合において防災関係機関が実施する応急対策活動について定める。

第1項 情報の伝達

海上災害が発生した場合における一般的な通報連絡体制は次のとおりである。なお、周南地域における大量油流出事故等の連絡系統は、周防地区海上安全対策協議会で定める連絡系統による。



第2項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策

海上災害は、事故発生原因者がその責任において対処し、海上保安部、中国地方整備局、県、市（消防本部）、警察等関係機関は、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて、港湾管理者、漁

業協同組合、関係企業、地域住民に対して協力を求める。

- (1) 警備艇、ヘリコプターによる油等の流出海面のパトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒取締り
- (2) その他陸上災害に準じての応急対策活動
 - ① 警戒区域の設定、避難誘導
 - ② 海上保安部、消防機関と連携した、人命の救助活動の実施
 - ③ 危険防止又は民心安定のための防犯活動、広報活動等

1 応急対策活動

海上災害発生時において関係機関等がとるべき措置は、概ね次のとおりである。

1 災害発生事業所（船舶所有者等（管理者、占有者、使用者）・施設の設置者を含む。）の措置	(1) 所轄海上保安部、消防本部、市町等関係機関に対し、直ちに災害発生の通報を行うとともに現場付近の者又は船舶に対して注意の喚起を行う。 なお、付近住民に危険が及ぶと判断されるときは、市民に対して避難するよう警告する。 (2) 自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じて他の関係企業、防災機関等の応援を得て災害の拡大防止に努める。 なお、消火活動等を実施する場合にあつては、陸上への拡大防止について十分留意して実施する。 ① 大量の油の流出があつた場合 ア オイルフェンスの展張、その他流出した油の拡大を防止するための措置の実施 イ 損傷箇所の修理等、新たな油の流出防止措置の実施 ウ 損壊タンク内等における残油の抜き取り、移替え等の措置の実施 エ 流出した油の回収の実施 オ 油処理剤の散布等による流出油の処理の実施 カ 関係機関への情報連絡・報告 ② 危険物（原油、液化ガスその他政令で定める引火性の物質）の排出があつた場合 ア 損傷箇所の修理の実施 イ 損壊タンク内の危険物の抜き取り、移し替え等の措置 ウ 薬剤の散布等による流出した危険物の処理の実施 エ 火気の使用制限及びガス検知の実施 オ 船舶にあつては安全な海域への移動等 カ 自衛消防隊による消火活動の準備 キ 必要に応じ付近住民への避難警告 ③ 海上火災が発生した場合 ア 放水、消火薬剤による消火活動の実施 イ 現場付近の可燃物の除去 ウ 火災が発生していないタンク等への冷却放水の実施 エ 火点の制御活動の実施 オ 船舶にあつては安全な海域への移動等 ④ 消防本部、海上保安部等による消火・防除活動が円滑に行えるよう誘導員・連絡員の配置を行い、爆発危険の有無、現場付近の引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様等を報告するとともに消防本部、
---	---

	海上保安部の指揮に従い、積極的に消火活動及び流出油等の防除活動を実施する。
2 徳山海上保安部の措置	(1) 巡視船艇及び航空機を活用した被害状況の把握並びに関係機関に対する情報の伝達 (2) 遭難船舶、事故船舶の乗客・乗組員の救助 (3) 流出油応急対策実施に必要な資機材の確保及び輸送 (4) 付近航行船舶の安全確保のため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒 (5) 船舶交通の安全確保のため、周辺海域において航行の制限又は禁止、現場海域での火気使用制限、退去命令、侵入禁止命令等の措置を講じ、船舶通信により船舶への周知徹底を図る。 (6) 応急措置義務者（災害発生船舶の船長等）、防除措置義務者（船舶所有者等）及び関係者に対する指導及び命令を行う。 (7) 油、有害液体物質、危険物等の漏洩及び排出があった場合は、必要に応じて機動防除隊の派遣を受け、防除措置の指導にあたらせる。 (8) 船体並びに流出油の非常処分の実施 (9) 巡視船艇及び航空機を出動させ、必要な資機材を迅速に調達し、関係市町、消防機関、警察と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火活動及び流出油・危険物の拡散防止措置及び除去活動を実施する。 (10) 必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣を要請するとともに防災関係機関に対して応援を要請する。 (11) 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。
3 県の措置	(1) 海上保安部、関係市町（他県等）、漁協等から必要な情報を収集し、また、自衛隊に対して航空機による情報収集を要請するなどして早期の状況把握に努め、関係者に伝達する。 (2) 応急活動に必要な体制を確立し、海上保安部、中国地方整備局又は関係市町（消防機関）が実施する防除活動に協力するとともに、所有船舶を出動させ、警戒活動、防除活動を行う。 (3) 港湾、漁港等の管理者として、港湾・漁港等への入港制限及び施設の利用制限等の制限措置を講じるとともに、災害発生に伴う防除措置を実施する。 (4) 備蓄資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の搬送、その他必要資機材の調達確保を行う。 (5) 漁具の移動、オイルフェンスの展張等関係者に対し自衛措置を指導する。 (6) 水質環境に係る調査、保全措置を行う。 (7) その他、陸上での水火災等発生時の場合に準じて必要な支援、指導又は自ら必要な措置を行う。 ① 関係沿岸住民に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示及び支援 ② 化学消火薬剤等の調達確保 ③ 他市町、他県、国等への応援要請 ④ 必要に応じて自衛隊の災害派遣要請 ⑤ 市町が実施する医療・救護活動等への支援

	(8) 発災後速やかに情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行い、被災者及びその家族等に対して、適切な情報提供を行う。
4 市（消防本部、港湾・漁港管理者）の措置	(1) 県に準じた活動体制を確立する。 (2) 関係者・関係機関から情報の収集を行うとともに、海上保安部、県等関係機関に通報伝達する。 (3) 災害の危険が及ぶおそれのある沿岸住民及びふ頭又は岸壁に係留された船舶に対して災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置命令又は一般住民の立入制限、退去等の措置命令を行い、周知のための広報活動を実施する。 (4) 沿岸漂着油の防除措置を講じるとともに、管内沿岸海面の浮流油の巡視・警戒を行う。また、必要に応じて、避難の勧告又は指示を行う。 (5) 事故貯油施設の所有者等に対して海上への油等流出防止措置について指導する。 (6) 消防計画等に基づき消防隊を出動させ、関係海上保安部と連携するとともに港湾関係団体等の協力を得て、消火及び油・危険物等の流出拡散防止活動を実施する。 (7) 火災、救助規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて他の市町又は県、その他関係機関に対して応援の要請を行う。 (8) 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。 (9) 遭難者、負傷者等の救護・医療活動を行う。 (10) 港湾、漁港施設への被害の未然防止、利用者への被害防止に必要な措置を行う。
5 警察の措置	(1) 警備艇、ヘリコプターによる油等の流出海面のパトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒取締り (2) その他陸上災害に準じての応急対策活動 ① 警戒区域の設定、避難誘導 ② 海上保安部、消防機関と連携した、人命の救助活動の実施 ③ 危険防止又は民心安定のための防犯活動、広報活動等
6 中国地方整備局の措置	油流出事故が発生した場合、要請等を受けて油回収船を出動させ、防除活動を行う。
7 その他の企業、関係機関・団体、市民等の措置	消火資機材、油防除資機材、有効に活動できる機動力、技能等を有するものは、海上保安部をはじめ防災関係機関から協力を求められた場合は、その指示に従い、必要な応急措置の実施に協力する。

※担当【全】防災危機管理課、環境政策課、水産振興課、河川港湾課、消防本部
【新】地域政策課

2 大量油流出事故等発生時における応急対策活動実施体制

	県	市
第1警戒体制	1 配備基準 (1) 本県近海で大量油流出事故が発生し、県沿岸への漂着の可能性等その状況を監視する必要があるとき。 (2) 沿岸海域で少量の油流出事故等が	1 配備基準 (1) 本県近海で大量油流出事故が発生し、市沿岸への漂着の可能性等その状況を監視する必要があるとき。 (2) 沿岸海域で少量の油流出事故等が

	発生したとき。 2 体制 応急対策関係課の担当で連絡調整会議を設置する。 3 構成 (1) 防災危機管理課、消防保安課、環境政策課、廃棄物・リサイクル対策課、厚政課、農村整備課、水産振興課、漁港漁場整備課、河川課、港湾課 (2) 関係出先機関（農林水産事務所水産部、港湾管理事務所、土木建築事務所） 4 実施する活動の概要 (1) 早期情報収集体制の確立 ① 海上保安部、警察、自衛隊、その他関係機関等からの情報収集 ② 県所有船舶による情報収集 ③ 県関係出先機関への早期情報収集体制確立の指示 ④ 市町（消防機関）への早期情報収集体制確立の指示 ⑤ 漁協への早期情報収集体制確立の要請 (2) 油防除資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の所在地、数量の確認及び点検 ① 県、市町保有分 ② 民間企業等（特防協、油災協、漁協等）保有分 (3) 漂着油回収資機材（蓋付き空ドラム缶等）の調達先、数量の確認 (4) 他県からの応援要請への対応	発生したとき。 2 体制 応急対策関係課の担当で第1警戒体制をとる。 3 構成 【全】 防災危機管理課、環境政策課、リサイクル推進課、水産課、河川港湾課、消防本部 【本】 関係支所 【新】 地域政策課 4 実施する活動の概要 (1) 早期情報収集体制の確立 ① 海上保安部、警察、自衛隊、県、近隣市町その他関係機関等からの情報収集 ② 漁協への早期情報収集体制確立の要請 (2) 油防除資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の所在地、数量の確認及び点検 ① 県、市町保有分 ② 民間企業等（特防協、油災協、漁協等）保有分 (3) 漂着油回収資機材（蓋付き空ドラム缶等）の調達先、数量の確認
第2警戒体制	1 配備基準 (1) 本県近海で大量の油流出事故が発生し、県沿岸に到達する可能性が高いと見込まれるとき (2) 県の沿岸海域で油流出事故等が発生し、相当量の流出が認められるが、漂着量が少量であると見込まれ、県の総力をあげて対応するまでに至らないとき 2 体制 総務部長を警戒本部長とし、関係課の課長で警戒本部を設置する。 3 構成	1 配備基準 (1) 本県近海で大量の油流出事故が発生し、市沿岸に到達する可能性が高いと見込まれるとき (2) 市の沿岸海域で油流出事故等が発生し、相当量の流出が認められるが、漂着量が少量であると見込まれ、市の総力をあげて対応するまでに至らないとき 2 体制 応急対策関係課の担当で第2警戒体制をとる。 3 構成

	(1) 第1警戒体制の構成課に、次の各課を加える。 広報広聴課、県民生活課、自然保護課、医療政策課、農林水産政策課、監理課、物品管理課、県警警備課 (2) 出先機関については、地域行政連絡協議会としての対応とする。 4 実施する活動の概要 (1) 海上保安部、自衛隊その他の関係機関からの情報収集 (2) 県所有船舶による警戒・防除活動 (3) 油防除資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の現地への搬送（保管場所、輸送手段の確保等） (4) 漂着油回収資機材の現地への搬送（保管場所、輸送手段の確保等） (5) 不足資機材の確保 (6) 他県への応援要請事項等の整理及び窓口、手順等の確認（中国、九州・山口、中国・四国、全国知事会相互応援協定） (7) 防除活動要員（ボランティアを含む）の確保 (8) 状況により自衛隊の派遣要請	(1) 第1警戒体制の構成課に、次の各課を加える。 【全】広報広聴課 4 実施する活動の概要 (1) 海上保安部、警察、自衛隊、県、近隣市町その他関係機関等からの情報収集 (2) 油防除資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の現地への搬送（保管場所、輸送手段の確保等） (3) 漂着油回収資機材の現地への搬送（保管場所、輸送手段の確保等） (4) 不足資機材の確保 (5) 防除活動要員（ボランティアを含む）の確保
災害対策本部体制	1 配備基準 流出油が大量に本県に漂着すると認められるとき 2 構成 知事を本部長とし、全課・全出先機関により災害対策本部を設置する。 この場合において、現地での円滑な応急対策が必要と認めたときは、現地に「現地災害対策本部」を設置する。 3 実施する活動の概要 (1) 全庁をあげての防除活動及び応急対策の実施（海上保安部、関係市町等関係機関との連携による油の回収・処理、環境保全措置、被災者支援対策等） (2) 自衛隊の派遣要請 (3) 他県、他機関への応援要請 (4) 復旧・復興対策	1 配備基準 流出油が大量に本市に漂着すると認められるとき 2 構成 市長を本部長とし、全課・全出先機関により災害対策本部を設置する。 この場合において、現地での円滑な応急対策が必要と認めたときは、現地に「現地災害対策本部」を設置する。 3 実施する活動の概要 (1) 全庁をあげての防除活動及び応急対策の実施（海上保安部、県、近隣市町等関係機関との連携による油の回収・処理、環境保全措置、被災者支援対策等） (2) 復旧・復興対策

※担当【全】防災危機管理課、広報広聴課、環境政策課、リサイクル推進課、水産振興課、河川港湾課、消防本部、関係支所
【新】地域政策課

3 応援協力関係

海上保安部、市、民間企業等は、海上災害発生時における応急対策を迅速、円滑に実施するための応援協定等を締結し、相互に支援・協力する体制を整えている。

(1) 市及び消防機関と海上保安部（消防協定）

関係海上保安部	協定の相手方
徳山海上保安部	周南市消防本部、下松市消防本部、防府市消防本部、光地区消防組合、柳井地区広域消防組合

(2) 関係企業と海上保安部（消防協定）

関係海上保安部	協定の相手方
徳山海上保安部	船舶消防の相互応援に関する覚書（昭和 42 年 7 月 25 日締結） 出光興産(株)徳山事業所 ※ 上記のほか、JXTG エネルギー(株)下松事業所、(株)トクヤマ、東ソー(株)南陽事業所、日本ゼオン(株)徳山工場との間で同趣旨の覚書が取り交わされている。

(3) 関係企業間の協定（曳船業者と出光興産(株)徳山事業所との申し合わせ）

対象海域	協定企業
出光興産(株)徳山事業所 岸壁付近海域	船舶消防の応援派遣に関する申し合わせ（昭和 42 年 8 月 1 日締結） 出光興産(株)徳山事業所、熊谷海事工業(株)、(株)シーゲートコーポレーション徳山支店、日本海事興業(株)徳山出張所、出光徳山船舶安全協議会

この申し合わせのほか、新日本石油(株)下松事業所と曳船会社との間でも同趣旨の申し合わせがなされている。

(4) 排出油防除協議会等

機関の名称	会員
周防地区海上安全対策協議会	国、県、市町、事業所、漁協等

4 応急対策用資機材及び薬剤等の保有状況

海上保安部、県、市、企業等は海上への油流出災害に備えて、それぞれ必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の備蓄を行っている。

※参考資料 … 化学消火剤・油処理剤等の所在〔資料編 8-7〕

5 海上災害防止センター

(1) 海上災害防止センターの業務

- ① 海上保安庁長官の指示を受けて排出油の防除のための措置を実施すること
- ② 船舶所有者等の委託を受けて、海上防災のための措置を実施すること
（昭和 62 年 4 月から、排出された有害液体物質等の防除措置についても実施）
- ③ 油回収船、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材を保有し、これらを船舶所有者の利用に供すること
- ④ 海上防災訓練に関すること
- ⑤ 海上防災に関する調査研究を行うこと

(2) 海上災害防止センターの保有資機材等

海上災害防止センターは、全国 45 箇所に排出油防除資材の備蓄基地を設置し、流出油防除作業が迅速に行えるよう必要な態勢を整えている。

山口県内には岩国、徳山下松、宇部、関門の4基地があり、それぞれの基地において基地業務の代行、資材の保管及び運搬の業務実施について、現地業者と契約を締結している。

① 現地業者との契約締結状況

基地名	基地業務代行	防除作業手配	保管、管理	陸上輸送	海上輸送
徳山下松	山九(株) 周南支店	同 左	山九(株) 周南支店 (株)シーゲート コーポレーション 徳山支店	山九(株) 周南支店	(株)シーゲート コーポレーション 徳山支店 熊谷海事工業(株) 日本海事興業(株) 徳山出張所

6 流出油処理剤の使用基準

流出油の応急対策に使用する処理剤については、その有効活用及び処理剤による二次災害の防止等を図る観点から国（国土交通省）において使用基準が定められており、応急対策実施機関等はこれを十分留意して使用する。

第3項 海難救助対策

1 海難救助活動に関する協力体制

海上における遭難者の捜索、救助活動等については、国際条約（SAR条約「1979年の海上における捜索及び救助に関する条約」）により、必要な対策を講じてきている。

捜索救助業務は、各機関の総合的な調整を行うための「連絡調整本部」が海上保安庁及び「救助調整本部（RCC）」が各管区海上保安本部に設けられているとともに、それぞれ活動方針が定められている。

また、関係省庁（警察庁、防衛省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、水産庁、国土交通省、海上保安庁、気象庁、消防庁）の間で「海上における捜索救助に関する協定」が締結され、必要な対策が講じられる。

なお、遭難船舶の救護事務は最初に事件を認知した市町村長が実施する（水難救護法）ことになっており、市長は海上保安部と協力して必要な応急対策活動を実施するとともに県、関係機関へ協力要請を行う。

2 応急対策活動

海難捜索救助に関して海上保安部、県、市町村及び防災関係機関が実施する応急対策活動は、別に定める北九州救助調整本部活動方針、広島救助調整本部活動方針及び県・市防災計画に基づき、必要な対策を実施する。

海上保安部、消防機関、警察等は、船舶及び航空機等多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施する。

管区海上保安部、海上保安部・署は、必要に応じ、船位通報制度、航行警報を活用する等、付近の航行船舶についてもできる限り捜索活動への協力を求める。

第4項 海上交通災害対策

海上交通の安全確保については、「海上衝突予防法」、「海上交通安全法」、「港則法」のいわゆる海上交通3法によりその確保が図られる。

1 被災区域の交通規制等

災害により船舶交通の障害となる事態が発生し、船舶の安全を確保する必要がある場合は、航路又

は区域を指定するなどして船舶の航行を禁止又は制限し、次の措置を講じる。

- (1) 実施する規制措置にかかる公示を行うとともに、応急標識等の設置に努める。
- (2) 規制措置について付近航行船舶、関係者に対して周知を図る。

2 被災区域内の交通整理

所属巡視船艇等をもって被災区域の船舶交通の整理を行う。

3 漂流物、沈没物等航路障害物の処理

漂流物、沈没物等により航路の障害となる事態が発生した場合は、次の措置を講じる。

- (1) 港内及び境界線付近にある障害物については、当該物件の所有者又は占有者に対して除去を命じ、応急措置を必要とするものについては、関係機関と協力し除去する。
- (2) 除去した障害物の処理は、状況により次の措置をとる。
 - ① 水難救護法の規定によりその海域を管轄する市町村長に当該物件を引き渡す。
 - ② 災対法の規定により、海上保安部に保管した場合は、公売、所有者への引渡し等を行うことができる。

4 在港船舶対策

台風、津波、高潮、河川のはんらん等の気象災害及び火災、爆発等により船舶に災害が発生するおそれがある事態、あるいは船舶に災害が及ぶおそれがある事態が生じたときは、必要に応じて、港内にある船舶に対して、移動命令、停泊の制限を行う等必要な防災上の措置を講じる。

※参考資料 … 避難港及び避泊地としての適性、收容能力（第6管区）〔資料編10-7〕

5 災害事象別防災措置の一般的基準（例示）

災害事象	実施措置	措置の概要
台風	避難勧告	各港で定めた基準に従い、船舶は直ちに港内又は港外の安全な場所に避難する。
津波	避難勧告	台風に準じて安全な場所に避難するよう勧告する。
火災	曳船移動による消火	(1) 他船への延焼を防止するため、曳航により移動し、消火にあたる。 (2) 曳航不能の場合は、付近在泊船に対して移動を命じ又は勧告する。
流木	船舶交通の制限・注意喚起・障害の除去	必要に応じ、港則法等により、船舶の航行を制限するほか、所有者等に対し障害となる流木を速やかに回収・除去するよう命じ又は勧告する。

6 二次災害の防止活動

気象台は、二次活動防止のため、海上風、海霧等気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予警報等の措置を発表する。

7 その他の防災上の措置

海上交通災害防止に関連して、概ね次の措置を講じる。

- (1) 気象情報の収集及び関係者への伝達
- (2) 在泊船舶の状況把握
- (3) 港内整理及び避泊地の推せん

- (4) 必要に応じ、けい留施設の使用制限又は禁止
- (5) 必要に応じ、移動命令又は及び船舶制限の適用
- (6) 乗組員不在船舶に対する保安要員の配置指導、並びに在泊船舶全般に対する荒天準備の指導
- (7) 港湾台風対策委員会との相互連絡及び防災措置の推進
- (8) 港内巡回による避難の勧告、避泊地への誘導等の臨船指導
- (9) 危険物荷役の事故防止指導
- (10) 海上における流出油の処理
- (11) 自衛隊等への災害派遣の要請

第2節 航空災害対策

市域内において、航空機の墜落炎上事故の発生又は事故発生が予想される場合、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、防災関係機関が実施する応急対策活動について定める。

第1項 民間航空機災害応急対策活動

市内で民間航空機による墜落事故等が発生した場合において、市及び県をはじめとする防災関係機関が実施する応急対策活動等について定める。

1 実施機関

航空機災害が発生した場合、航空会社等が必要な応急対策活動を実施することはもちろんであるが、市内で災害が発生した場合、市（消防本部）、県、警察、海上保安部、自衛隊及び医療機関等は協力して被災者の救助救出、被害の拡大防止・軽減に努める。

市、県、防災関係機関が実施する活動内容については次のとおりである。

(1) 市

- ① 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、「2. 関係機関に対する通報連絡」に定める通報連絡系統により県及び関係機関に通報するとともに、必要な体制を確立する。
- ② 空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般市民等の立入り制限・退去等を命じる。
- ③ 空港事務所、市内関係機関の協力を得て被災者の救助及び消防活動を実施する。
この場合、消防本部の消防力では対応が困難な場合は、近隣市町消防機関及び他県の消防機関に対して応援を要請するなどして被害の軽減に努める。
※ 近隣市町・消防本部等への応援要請については、第3編第7章第1節「火災の防御」参照
- ④ 負傷者が発生した場合、救護所、負傷者の収容所及び遺体の一時収容所の設置又は手配を行うとともに市内医療機関等の応援を受け、医療救護班を編成して現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。
※ 負傷者への医療活動については、第4編第1章第3節「集団発生傷病者への救急医療」参照
※ 遺体の収容、搜索、処理活動等については、第4編第3章第2節「遺体対策」参照
- ⑤ 必要に応じて、被災者及び家族等の関係者に対して食料及び飲料水等を提供する。
また、家族等への宿泊施設のあっせん等も、航空会社と協力して行う。
- ⑥ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材の確保を関係機関に要請する。
- ⑦ 救助活動等に関して自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、県（防災危機管理課）に対して自衛隊の派遣要請の要求をするとともに、化学消火薬剤等、必要資機材の確保について応援を要請する。
- ⑧ 事故が大規模で、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に職員の派遣を要請すると

もに、県に対しては指定行政機関又は指定地方行政機関の職員派遣についてあつせんを求める。

※担当【全】防災危機管理課、地域福祉課、地域医療課、病院管理課、健康づくり推進課、消防本部
(熊毛地域は、光地区消防組合消防本部)

【新】【熊】【鹿】地域政策課、市民福祉課

(2) 県

- ① 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき、又は発見者からの通知を受けたときは、「2. 関係機関に対する通報連絡」に定める通報連絡系統により関係機関に通報するとともに、必要な体制を確立する。
- ② 市の実施する消防、救急活動等について必要に応じて指示を行うとともに、必要により、他の市町に対して応援を指示する。
- ③ 大規模航空機事故の発生又は発生が予想される場合で、市内医療機関のみでは対応が困難な場合、自ら医療救護班の派遣を行うとともに、日赤山口県支部及び県医師会等の医療機関に対し、医療救護班の出動要請を行う。
- ④ 市から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めたときは、自衛隊に対し、災害派遣を要請する。
- ⑤ 市から指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求められたときは、関係の機関に対してあつせんを行う。

また、特に必要があるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあつせんを求めるとともに、他の都道府県に対しても応援を求める。

- ⑥ 関係機関が実施する応急対策活動の調整を行う。

⑦ 山口宇部空港事務所がとる措置

- ア 航空機の墜落炎上、遭難等発生を知ったとき、又は発見者から通報を受けたときは、「2. 関係機関に対する通報連絡」に定める通報連絡系統により関係機関に通報する。
- イ 航空機事故が発生した場合には、別に定める「山口県山口空港災害対策要綱・実施要領」、「山口宇部空港消防救難隊についての業務協定」に基づき、初期消火、救助活動、空港利用者等の避難誘導措置等を講じるとともに、市消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）、警察の協力を得て消防活動、救助活動等必要な措置を講じる。
- ウ 大規模な航空機事故により多数の死傷者が発生した場合、救護所、負傷者の収容所及び遺体の一時収容所等を確保する。
- エ 空港事務所長は、災害の状況に応じて知事に自衛隊の災害派遣に係る要請を行う。
- オ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材の確保を関係機関に要請する。

(3) 警察

- ① 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき、又は発見者からの通知を受けたときは、「2. 関係機関に対する通報連絡」に定める通報連絡系統により関係機関に通報するとともに、必要な体制を確立する。
- ② 事故は発生現地及びその周辺地域において、関係者以外の者に対する避難の指示・警告及び避難誘導を行う。
- ③ 市職員が現場にいないとき、又はこれらの者からの要求があったときは、警戒区域を設定し、一般市民等の立入制限、退去等を命ずる。
- ④ 行方不明者の捜索及び人命救助活動を実施する。
- ⑤ 遺体の検見及び捜査活動を実施する。
- ⑥ 必要に応じて事故発生地及び周辺の交通規制を実施する。
- ⑦ 関係機関の実施する救助活動及び復旧活動を支援する。

(4) 海上保安部

- ① 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき、又は発見者からの通知を受けたときは、「2. 関係機関に対する通報連絡」に定める通報連絡系統により関係機関に通報するとともに、必要な体制を確立する。
- ② 海上における遭難機の搜索、被災者の救助救出活動、行方不明者の搜索及び医療救護班の緊急輸送を実施する。
- ③ 事故現場及びその周辺海域の警戒及び航行船舶の規制等の措置を実施する。
- ④ 関係機関が実施する救助活動及び復旧活動を支援する。

(5) 市内医療機関、日赤山口県支部、県医師会、徳山医師会等

- ① 市又は県の要請により、医療救護班を編成し、現地での医療救護活動の実施及び負傷者を受け入れる。
※ この場合の対応については、第4編第1章第3節「集団発生傷病者への救急医療」参照
- ② 必要に応じて救援物資の提供及び日赤奉仕団による救援活動を実施する。

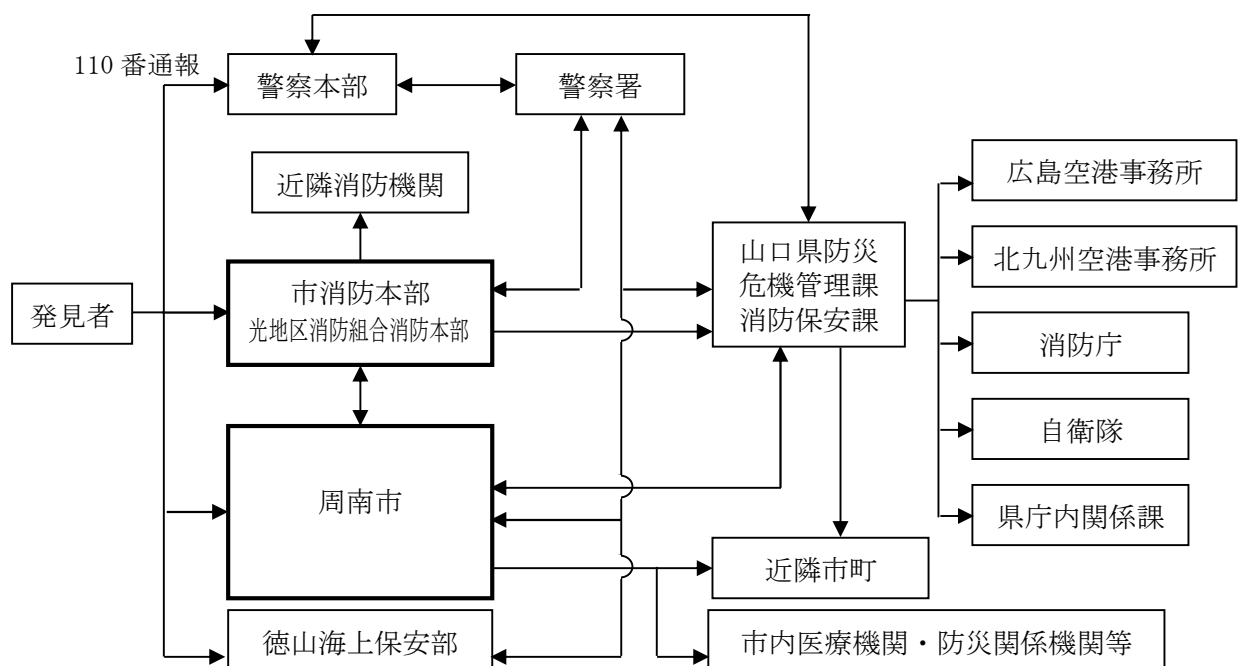
(6) 自衛隊

空港事務所長又は知事からの災害派遣要請を受け、航空機、船艇等を活用して遭難機の搜索、被災者の救助救出活動及び行方不明者の搜索等について市消防機関、空港事務所等と協力しながら応急対策活動を実施する。

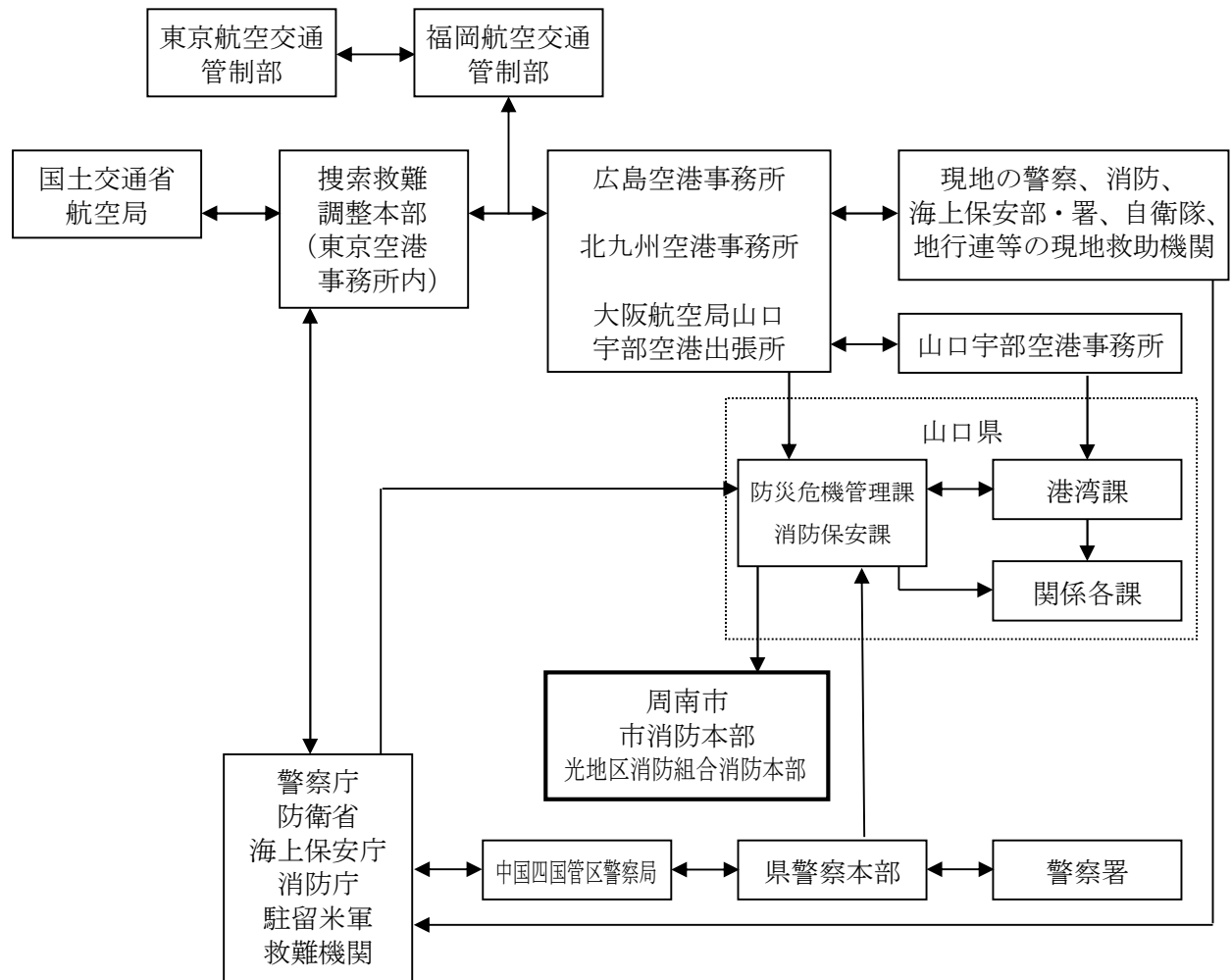
2 関係機関に対する通報連絡

災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、関係機関の協力を要するときは、次の連絡系統により速やかに通報連絡する。

(1) 発生地点が明確な場合



(2) 発生地点が不明確な場合（遭難機の搜索）



(参考) 航空事務所の山口県の管轄区域

- 1 広島航空事務所 … 北九州航空事務所の管轄区域をのぞく山口県全域
- 2 北九州航空事務所 … 下関市、宇部市、山陽小野田市、美祢市、長門市
- 3 山口宇部空港出張所 … 山口宇部空港及びその周辺

3 災害情報の収集伝達

大規模航空機事故等が発生した場合における市の災害情報の収集伝達について定める。

- (1) 発見者、関係機関等から通報を受けた場合は、直ちに「2. 関係機関に対する通報連絡」に定める通報連絡系統により県（防災危機管理課）、近隣市町（近隣消防本部）、市内医療機関等の防災関係機関に通報する。
- (2) 情報収集伝達体制は、職員、消防団等の協力を得て必要な体制を確立する。
- (3) 県への通報は国が定めている「火災・災害等即報要領」の様式により行うことになる。次に取扱いを順に示す。
 - ① 事故発生等の通報、情報を得た場合は、直ちに電話、無線等で発生場所、覚知時間、市の対応等を報告する。
 - ② 事故発生当初の段階で十分な被害状況の把握ができていない場合は、「火災・災害被害等即報要領、直接即報様式（市町村→消防庁）」により把握した情報を順次報告する。
 - ③ 被害状況がある程度把握され、また応急活動の概況も把握され始めた段階からは、「火災・災害被害等即報要領直接即報様式（市町村→消防庁）」又は「救急・救助事故即報」により報告す

る。

※参考資料 … 火災・災害被害等即報要領直接即報様式（市町村→消防庁）〔資料編 5-2〕

第3節 陸上交通災害対策

多数の者の遭難を伴う大規模な交通機関の事故時における応急対策及び災害時における交通規制並びに主要交通路線の確保等について、市防災計画に定めるところにより、各種の応急対策を実施し、市民の生命財産の保全に努める。

※参考資料 … 第6編第2章「公共施設の災害復旧・復興」

第1項 陸上交通災害対策

1 応急対策実施機関

(1) 道路

自動車運輸業者、道路管理者、警察、西日本高速道路株式会社

2 市の措置

(1) 大規模な陸上交通災害の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、「4. 関係機関に対する通報連絡」に定める通報連絡システムにより関係機関に通報するとともに、必要な体制を確立する。

(2) 道路管理者と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般市民等の立入り制限・退去等を命じる。

(3) 管理者及び関係機関の協力を得て被災者の救助及び消防活動を実施する。

この場合、消防本部の消防力では対応が困難な場合は、近隣市町消防機関及び他県の消防機関に対して応援を要請するなどして被害の軽減に努める。

※ 近隣市町・消防本部等への応援要請については、第3編第7章第1節「火災の防御」参照

(4) 負傷者が発生した場合、救護所、負傷者の収容所及び遺体の一時収容所の設置又は手配を行うとともに市内医療機関等の応援を受け、医療救護班を編成して現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。

※ 負傷者への医療活動については、第4編第1章第3節「集団発生傷病者への救急医療」参照

※ 遺体の収容、搜索、処理活動等については、第4編第3章第2節「遺体対策」参照

(5) 必要に応じて、被災者及び家族等の関係者に対して食料及び飲料水等を提供する。

また、家族等への宿泊施設のあっせん等も、関係機関と協力して行う。

(6) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材の確保を関係機関に要請する。

(7) 救助活動等に関して自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、県（防災危機管理課）に対して自衛隊の派遣要請の要求をするとともに、化学消火薬剤等、必要資機材の確保について応援を要請する。

(8) 事故が大規模で、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に職員の派遣を要請するとともに、県に対しては指定行政機関又は指定地方行政機関の職員派遣についてあっせんを求める。

※担当【全】防災危機管理課、生活安全課、地域福祉課、地域医療課、病院管理課、健康づくり推進課、道路課、都市政策課、公共交通対策課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

【新】地域政策課、市民福祉課

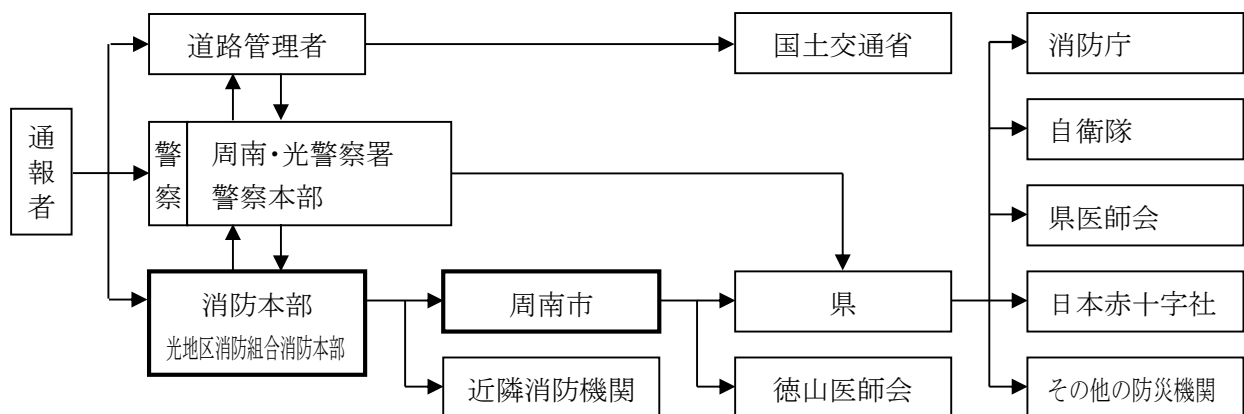
【熊】【鹿】地域政策課、市民福祉課、産業土木課

3 県の措置

- (1) 大規模な陸上交通災害の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、「4. 関係機関に対する通報連絡」に定める通報連絡系統により関係機関に通報するとともに、必要な体制を確立する。
- (2) 国土交通省から受けた情報を関係市町、関係機関へ連絡する。
- (3) 市の実施する消防、救急活動等について必要に応じて指示を行うとともに、必要により他の市町に対して応援を指示する。
- (4) 大規模な陸上交通災害の発生又は発生が予想される場合で、市内医療機関のみでは対応が困難な場合、自ら医療救護班の派遣を行うとともに、日赤山口県支部及び県医師会等の医療機関に対して医療救護班の出動要請を行う。
- (5) 市から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めたときは、自衛隊に対し、災害派遣を要請する。
- (6) 市から指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求められたときは、関係の機関に対してあつせんを行う。
- (7) また特に必要があるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあつせんを求めるとともに、他の都道府県に対しても応援を求める。
- (8) 関係機関が実施する応急対策活動の調整を行う。

4 関係機関に対する通報連絡

災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、関係機関の協力を要するときは、次の連絡系統により、速やかに通報連絡する。



5 交通規制措置

第4編第5章第5節「交通規制」参照

6 道路災害事故防止対策についての関係機関の申し合せ事項

- (1) 道路災害事故防止対策について、県警察本部、中国地方整備局山口河川国道事務所、山口県土木建築部は、道路管理と交通規制について申し合せをした。(昭和43年10月21日道路整備649号)
- (2) 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定

※参考資料 … 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書〔資料編2-14〕

中国自動車道における消防相互応援協定〔資料編2-15〕

7 道路情報の周知徹底

異常事態の発生により交通規制を実施したとき、又はしようとするときは、すみやかにその道路情報を警察署、関係機関に通知し、運行管理者及び運転者に注意又は運転停止等の処置を喚起する。

- (1) 道路における異常事態の発生状況をすみやかに把握するため、一般の協力を得ることとし、災害危険箇所周辺の市民等に道路モニターを依頼する。
- (2) 交通規制の状況は、道路法第 95 条の 2 の規定に基づき、公安委員会（日本道路交通情報センター）に連絡する。

第 2 項 中国自動車道及び山陽自動車道の災害対策

1 目的

中国自動車道及び山陽自動車道において、暴風、豪雨、豪雪、濃霧、洪水、地震等の異常な自然現象に伴い、道路の損壊又は重大な交通事故等が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、これを未然に防止し、被害の拡大を防ぎ、及び災害復旧を迅速に行うため処理すべき業務の要領を定め、もって道路の構造の保全と安全かつ円滑な交通の確保を図る。

2 防災及び交通管理施設

高速道路には、円滑な通行及び安全確保を図るための設備が設置されている。

また、トンネルには火災などの事故に備えてトンネル延長、交通量に応じて次に示す各種設備が設置されている。

種 別	設 備	設備の概要
可 変 標 示 板設備	情報板	インターチェンジの約 200m 手前の本線上等に設置され、道路、交通、気象状況を表示する設備である。
移 動 無 線 設備	移動無線	無線は、パトロールカー（無線機取付車）と道路管制センター又は高速道路事務所等との間で無線電話連絡を行うものである。
通 報 設 備	押しボタン式通報器	トンネル内の側壁に約 50m 間隔で片側に設置されており、火災、事故等の発生時に当事者又は発見者が押ボタンを操作することにより、道路管制センターへ通報するものである。
	火災検知器	トンネル内の側壁に約 25m 間隔で片側に設置されており、火災、事故等の発生時に火災検知器が自動的に作動し、火災発生とその位置を道路管制センターへ通報するものである。
	非常電話機	道路の両側約 1 km ごとに設置してある。また、トンネル内には約 200m ごとに設置してある。
非 常 警 報 設備	警報標示板	トンネルの入口付近あるいはトンネル内に設置し、トンネル内の異常情報を表示する設備である。
消 火 設 備	消火器	トンネル内の側壁に約 50m 間隔で片側に設置してある。
	消火栓	トンネル内の側壁に約 50m 間隔で片側に設置してあり、初期消火を目的とした通常の火災に対する放水設備である。
	給水栓	トンネル管理者及び消防関係者用として設置するもので、消火栓を設けるトンネルの非常駐車帯及び坑口付近に設置してある。
	水噴霧	長大トンネル内で火災が発生した場合、噴霧状水を放水することによって火勢の抑制や延焼を防止し、消火活動を容易にするための設備である。
そ の 他 の 設備	避難誘導標示板	トンネル内での災害時に車外に出た人に対し、トンネル出入口及び避難連絡坑へ誘導するために連絡坑の位置を標示するものであり、連絡坑付近とその中間の側壁に設置してある。

	非常駐車帯	事故等を起こした車両が他の事故を誘発しないよう、また、他の車両の支障にならないように駐車させる場所である。
	拡声放送	緊急時に拡声放送することにより、長大トンネルの火災その他の事故発生を道路管理者から運転者等へ伝達する設備である。
	ラジオ再放送	緊急時に長大トンネル内で運転者等が道路管理者からの情報を受信するための設備である。
	I T V	長大トンネル内の通報設備から受けた情報の確認、消火活動、避難活動等の状況監視を行うための設備である。
	気象観測設備	雨量、路温、風、霧等の気象状況を検知する設備である。

3 配備体制

西日本高速道路における異常気象時の体制を次のとおり定める。

区 分	配 備 基 準
警戒体制	警報、気象状況、及び特別巡回及び点検の結果を総合的に勘案して警戒し、かつ災害の発生に備えて、迅速に対応できる体制をとる必要がある場合
緊急体制	比較的長時間の通行止を必要とする災害が発生するか、又は、発生するおそれが極めて濃厚な場合
非常体制	広範囲又は長時間にわたり通行止を必要とする災害が発生した場合

4 通報体制

- (1) 山口県災害対策本部に情報連絡を行う必要がある場合は「全面通行止め、住民に重大な被害を与える事故の発生」とする。

なお、災害対策本部が設置されていない場合は、県防災危機管理課に連絡する。

- (2) 各報道機関への通報は、西日本高速道路（株）山口高速道路事務所が行う。

また、次の報道機関の各長と「山口県内の高速道路における取材活動に関する細目協定」を結んでいる。

朝日新聞社山口支局、NHK山口放送局、共同通信社山口支局、K R Y山口支社、産経新聞社山口支局、時事通信社山口支局、T Y S業務局、中国新聞社山口支局、西日本新聞社山口総局、日本経済新聞社山口支局、毎日新聞社山口支局、読売新聞社山口支局

- (3) 「中国自動車道、山陽自動車道、山口県消防連絡協議会」において、消防救急業務について即応体制の確立を図っている。

5 市の措置

第1項「陸上交通災害対策」に準じた措置を行う。

※担当【全】防災危機管理課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

第3項 鉄道災害、運転事故対策

第5編第2章第3節「鉄道施設」参照

1 応急対策実施機関

- (1) 鉄道

西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

2 市の措置

- (1) 大規模な鉄道災害の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、関係機関に通報

するとともに、必要な体制を確立する。

(2) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

(3) 消防、救急活動等について実施するとともに、必要により各防災機関に対して応援を要請する。

(4) その他、第1項「陸上交通災害対策」に準じた措置を行う。

※担当【全】防災危機管理課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

3 県の措置

(1) 大規模な鉄道災害、運転事故の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。

(2) 国土交通省から受けた情報を、関係市町、関係機関へ連絡する。

(3) 市内の実施する消防、救急活動等について必要に応じて指示を行うとともに、必要により他の市町に対して応援を指示する。

(4) 大規模な鉄道災害、運転事故の発生又は発生が予想される場合で、市内医療機関のみでは対応が困難な場合、自ら医療救護班の派遣を行うとともに、日赤山口県支部及び県医師会等の医療機関に対して医療救護班の出動要請を行う。

(5) 市から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めたときは、自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

(6) 市から指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求められたときは、関係の機関に対してあつせんを行う。

(7) 特に必要があるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあつせんを求めるとともに他の都道府県に対しても応援を求める。

(8) 関係機関が実施する応急対策活動の調整を行う。